

第一百二十二回

参議院社会労働委員会会議録第八号

昭和六十三年四月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

糸久八重子君

高木健太郎君

吉川春子君

上田耕一郎君

上田耕一郎君

原田立君

内藤功君

関口恵造君

佐々木満君

曾根田郁夫君

山本正和君

中西珠子君

石井道子君

石本茂君

遠藤政夫君

斎藤十朗君

田代由紀男君

田中正巳君

前島英三郎君

宮崎秀樹君

喜且君

浜本渡辺君

内藤恒男君

沓脱タケ子君

功君

万三君

藤井

本日の会議に付した案件

○勤労安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

國務大臣 労働大臣 中村太郎君
政府委員 労働省労働基準局長 労働省労働基準局安衛生部長 松本邦宏君
野見山眞之君

事務局側 常任委員会専門員 法務省刑事局公安課長 厚生省薬務局医療品副作用被害対策室長 症課長

説明員 厚生省労働基準監督課長 労働省労働基準監督課長 局結核難病感染症課長

事務局側 常任委員会専門員 法務省刑事局公安課長 厚生省保健医療局長

説明員 厚生省薬務局医療品副作用被害対策室長 症課長

- 労働問題に関する調査(血友病を有する労働者の労災認定に関する件)
- 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(関口恵造君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
- まず、委員の異動について御報告いたします。
- 昨十三日、吉川春子君、糸久八重子君及び高木健太郎君が委員を辞任され、その補欠として上田耕一郎君、対馬孝且君及び原田立君がそれぞれ選任されました。
- これより質疑に入ります。
- 委員長(関口恵造君) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案並びに労働問題に関する調査を便宜一括して議題といたします。
- 質疑のある方は順次御発言を願います。
- 浜本万三君 私は、きょうは財形法の改正法案につきまして質問をいたしたいと思います。
- まず最初に大臣にお尋ねですが、大臣は、先般、労働関係雑誌での年頭あいさつにおいて、財形制度について次のように述べられています。「労働者財産形成促進制度については、昨年、一度にわたる法改正などにより大幅な改善が実現しましたが、今後とも働く人達の持家取得と年金資産の保有を促進するため、その着実な推進を図つてまいります。」と申されております。
- 財形制度は昭和四十七年一月からスタートしたわけありますが、六十二年九月現在、財形貯蓄

残高は実に十一兆円の巨額に達しておりますが、勤労者一人当たりの平均貯蓄額はわずかに六十四万円ということになつております。一方、この財形制度の大きな柱であります勤労者の持家の取得促進という側面を見ますと、分譲並びに個人融資が六万六千戸余、それからそれに対しまして貸し出しました資金が約四千四百億円というふうになつております。つまり財形貯蓄につきましては、その残高の三分の一まで持ち家取得等の原資に充てることができることになつておるわけでございますが、融資の実績は極めて低調であるわけでございます。しかも、ことしの四月からは一般の財形貯蓄につきましては利子等に対しまして二〇%の課税がなされることになりました。この点私どもはまことに遺憾であるというふうに思つております。

財形制度についての中村労働大臣の基本的な認識はどのようなお考えであるか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) この制度の今の運用実態につきましてはただいまお話をあつたとおりでござります。

まず、この制度は、勤労者の計画的な資産形成を促進するため勤労者自身の自助努力に国と事業主が必要な援助を行い、豊かで安定した勤労者生活の実現を目的といたしておるわけでございます。御指摘のように、昭和四十六年に制定され以来五回にわたる法改正を含めて着実な改善が図られておりまして、今や勤労者の福祉政策の大柱として勤労者生活に広く定着しております。

しかしながら、御指摘のように、財形持ち家融資の利用が依然として低迷である等の問題もありますので、勤労者の福祉に対するニーズ等も踏まえまして、制度の一層の充実が図られるよう今後

すのは、中小企業に対しまして、財形の給付金制度あるいは財形の基金制度、これらの制度の導入を容易にするために支給しているわけでございますが、昭和五十一年度から支給を開始いたしておりますが、この支給実績を見てまいりますと、昭和五十二年度から五十八年度までは年間大体千五百件前後という実績でございましたが、五十九年度以降減少しておりますと、五十九年度は六百台、それから六十年度は四百四十台、六十一年度は三百三十件程度、六十二年度は十二月末現在で百三十件程度と、こういう状況になつております。

また、財形基金の設立奨励金でございますが、

これにつきましては、昭和五十四年度から支給を開始しているわけですが、五十四年度、五十五年度あたりは四十件前後の実績ございましたものが、例えは五十九年は四件、それから六十年度はゼロ、六十一年度二件、それから六十二年度も十二月末現在でゼロというような実績でござります。

このように最近支給実績が非常に落ちてきているわけでござりますけれども、これは、財形の給付金制度が発足いたしまして七年を——これは七年一サイクルで運用しているわけでござりますけれども、この七年を経過したその後の満期給付金が払い出されたということで、助成金の支給期限である七年に合わせてその給付金契約を解約する企業が大分多い、それからまた、新規に契約する企業が最近の厳しい情勢を背景といたしまして非常に減少しているというようなことによるものではないかと思っております。

また、財形基金の設立奨励金につきましても五

十六年度以降減少しているわけですから、これも新規の基金の設立が非常に減っているということです。

このように助成金なり基金の奨励金の制度活用が減少しておりますのは、いまだにこれらの制度が十分に周知されていない面もあるということを言えようかと思いますし、また負担等の問題もあ

るわけでございまして、資金などのほかに事業主

が拠出する制度を設けることはなかなか困難な面

があるわけでございます。

私たちいたしましても、昭和六十二年度から

助成金の助成率につきましてはそれまでの助成率

の倍増を図つたというようなことで助成措置を充

実をしているわけでございますし、また新たに都

道府県の中小企業の労務改善集団に対しまして財

形の普及促進事業等を行なうにしておりまし

て、今後ともこういう事業を通じまして給付金制

度、基金制度の周知と普及促進に努めてまいりた

いと思っております。

○浜本万三君 次は、中小企業の方が活用され

おる割合が非常に少ないようでございますから、

そういう問題についてお尋ねを、これは大臣にし

たいと思います。

昭和六十二年における全国の雇用労働者数は四

千四百二十八万人ということになつております。

そして六十二年九月現在の財形年金貯蓄契約者数

は一千九百五十一万人といふことでございます。こ

の数字を見ますと、財形制度の恩恵を受けられる

労働者は全体の約四、五%ということになると

思ひます。約五六%の労働者は財形制度の適用が

なく、しかもその方々は中小企業で働く労働者の

人ではないかと、かように思つております。これ

では財形制度は大企業で働く労働者にだけ恩典を

与えられるということになると思ひます。

この際、財形制度が全労働者に適用されるよう

法改正を含め抜本的な普及促進策を伺いたいと

思ひます。

○國務大臣(中村太郎君) 財形制度の普及促進、

特に中小企業への普及促進策は、確かに、御指

摘のようにこの問題に対する重要な政策課題であ

るというふうに私ども認識をいたしておる次第で

あります。

今までもマスコミ等を利用しての周知や説明会

の開催等によりまして制度の普及に取り組んでき

たところでございますけれども、特に六十二年度

からは中小企業に対する財形制度の普及促進のた

め中小企業労務改善集団に対する指導、援助を内

容とする新たな事業を開始したところでございま

す。また、六十三年四月からは損害保険も財形

度をなさる人も相当多いのではないかと、かよう

に思うわけでございます。

したがつて、利用促進の観点から考えましても

直したいというように二百万円以下の規模で増改

築をなさる人も相当多いのではないかと、かよう

に思うわけでございます。

○政府委員(野見山眞之君) 先ほど御説明申し上

げましたように、その範囲につきましては、所得

税額の特別控除制度との横並びをとつてあるとい

うことで税制上支援すべき増改築の範囲は住宅の

取得とほぼ同規し得るような規模の工事とする

いう観点から定められたものでありますので、住

宅貯蓄に限つて緩和するというのは税制の一貫性

を図るという観点から現状では難しいというふう

に申し上げざるを得ませんが、いずれにいたしま

しても、この要件につきましては労働者の二一

才、今先生のお話のようなニーズ等も含めまし

て、制度の利用の実績などを見きわめながら今後

必要な改善について検討してまいりたいと思つて

おります。

○浜本万三君 それから、先般、財形年金貯蓄契

約につきましては、現在年金の払い出し以外に租

特施行令第二条の三十三の規定によって災害、疾

病、その他やむを得ない事情で税務署長の証明を

経た場合に限り非課税で払い出すことが可能にな

ったわけでございます。

これを住宅契約についても同様の取り扱いをし

てもらいたいという希望がありますが、この点は

いかがでしようか。

○説明員(石岡慎太郎君) 財形年金貯蓄制度及び

財形住宅貯蓄制度は、老後の生活の安定や住宅の

取得といった政策目的を税制上の特別措置を通じ

て実現しようというものですございます。したがい

まして、目的外の払い出しが行われました場合に

は、本来、他の預貯金と同様の課税が行われるべ

きものであると考えられている次第でございま

とも積極的に取り組んでいく所存でございます。

○浜本万三君 私は、特に持ち家問題について指摘をし、お尋ねをいたしたいと思うわけなんですが、持ち家を持つとうといたしましてもその価格が非常に上昇いたしましてなかなか持ち家が持てない、こういう状況になつております。

この資料によりましても、私鉄系の不動産会社など構成する都市開発協会というのがござりますが、その協会が発表いたしました資料によりますと、JR東京駅から約十キロ圏の中でマンションを持つとうといたしますとその価格は六千六百万円だというふうに言われております。仮に労働者の年収が五百九十五万円といたしますと、年収の約十一倍になるわけでございます。六十一年度は約七倍だというふうに言われおりました。また、少し距離を延ばしまして十キロから二十キロ圏について調べておる資料を見ますと、マンション価格が約四千八百万円、これにいたしましても年収の約八倍。六十一年度は約五・九倍だったわけであります。一般的に、サラリーマンの所得に対しどの程度の価格で家を持つことができるかと言われておりますのは、年収の大体五倍程度ではないかというふうに言われておるわけでございます。年収の五倍でようやく家が持てるのに、先ほど例を示しましたように八倍から十一倍も取得価格がかかるということになつてしまりますと、労働者の支払い能力といふものをはるかに超えることになるんではないか、かように思ひます。

こうした現実の中で果たして労働者が家が持てるかということになりますと大変困難だと思いますが、その点についての大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(中村太郎君) 勤労者の資産形成を促進するという観点から申し上げますれば、地価が安定しまして通勤可能な地域に安価な住宅が確保されることが一番望ましいことでございます。御指摘のように、最近の首都圏を中心とする地価の

高騰は、労働者の持ち家取得を促進する面からは大きな障害となつておるわけでございます。まことに残念なことであると思います。

政府としましても、臨時行政改革推進審議会の検討状況を見守りつつ、政府全体で地価の安定が図られるよう取り組んでおるところでございます。労働省としましても、労働者の持ち家取得を促進するための方策につきまして調査研究を進めるとともに、関係省庁との連携を図り、必要な対策をこれからも積極的に推進してまいりたいといふふうに考えておる次第であります。

○浜本万三君 この財形制度を魅力のある制度にしてそして皆さんの期待に沿うようにすることが要ではありませんかと思うんですが、その一つをふうに考えておる次第であります。方法といたしまして、財形年金制度と企業の退職金制度との結合を図るようなことが考えられます。つまり、財形年金制度と退職金制度との関連につきましてはこれからもさらに慎重に検討してまいりたいと考えております。

となんどございます。

例えば、退職時に三百万円の財形積み立てをした労働者があるといたしますと、退職金のうち二百万円を限度額いっぱい積み立てる、こういうふうに結合を図るようにならうかと思ひます。が、いかがでございます。しかし、退職時点において財形年金の積立額に退職金の一部を追加できるようにならうかということが実現しておるようにならうかといふふうにされておるわけでございます。しかし、最近の定年延長の実態を見ますと、相当定年延長を見ましても、六十歳以上に定年延長したいという希望を持つておる企業が既に七五%近くあるわけでございます。

したがいまして、この利用年齢制限を緩和したう希望建立する企業が既に七五%近くあるわけでございます。が、いかがでございます。

○国務大臣(中村太郎君) 退職金は労働者の資産形成の上で重要な位置を占めておるものでございますし、また本格的な高齢化社会を迎えるに当たりまして労働者の退職後の生活保障の機能を持つものとしまして一層重要な役割を果たすものと考えております。

御指摘になりましたよう御意見につきましても、一つの提案かとは思ひます。

しかししながら、現行の財形年金貯蓄は、労働者が在職中に貯金から控除する方法により事業主を通じて長期計画的に積み立てることを趣旨としたりまして労働者の退職後の生活保障の機能を持つものとしまして一層重要な役割を果たすものと考えております。

○政府委員(野見山眞之君) 財形貯蓄等につきましては、年金原資の大半を最終回の積み立てによつて賄うよう積み立て方も可能となるなど制度本来の趣旨とは相入れない、そういう面があるわけでございます。また、退職金については既に税制上特別の優遇措置が講じられておりまして、さらにも重ねて税制上の優遇措置をとるのも一つの問題ではないかという指摘もあるわけでございます。

したがいまして、直ちに退職金から財形年金貯蓄への預入をすることを認めるることは現状困難であると考えておりますけれども、財形年金制度と退職金制度との関連につきましてはこれからもさらに慎重に検討してまいりたいと考えております。

○浜本万三君 次は、財形住宅貯蓄の契約時の要件の一つといたしまして、年齢が五十五歳未満であることとされております。また、財形年金貯蓄の契約時の要件としても五十五歳未満であるといふふうにされておるわけでございます。しかし、六十歳等が今後着実に進展していくなどによりまして高齢者の就業状況は変わつていくとしますれば、このような要件等についての見直しについても検討していく余地があるのではないかと考えております。

○説明員(坂本哲也君) ただいま御指摘ございましたように、財形制度の企業規模別採用状況について説明してもらいたいと思います。

○説明員(坂本哲也君) 次は、財形制度を採用しておる企業ですが、これは大企業と中小企業に相当格差があるんではないかと思います。

財形制度の企業規模別採用状況について説明してもらいたいと思います。

したように、財形制度の企業規模別の状況を見てみると、私どもで実施いたしました労働者福祉制度等調査というのがございますが、これによりますと、例え五千人以上の企業規模のところでは導入率が八五%、それから千人から五千人未満企業で見ますと七八四%と高くなつていて、企業で見ますと八四%と高くなつていて、企業規模が小さくなるにつれて導入率が低くなつていて、その割合が低下をいたしております。三十九人から百人未満規模の企業ではこれが五七・四%という状況になつております。

○浜本万三君 次の質問をいたしますが、財形貯蓄、財形基金設立奨励金の支給状況はどのようになつておるかということです。

また、五十八年以降年々支給件数が減少しておるような資料を持見しておりますが、その原因あるいは背景などについて説明をいただきたいと思ひます。

ておるのか、また実現ができるのかできないのか、また実現するとすればどういう問題点があるのか、それらの点につきましてお話を伺いたいと存ります。

○説明員(石岡慎太郎君)

御指摘のように、昨年

九月財形法を可決していただきましたときに附帯決議にもござりますので、住宅生協等に対しまして財形制度で宅地造成資金を融資することができるとかどうかにつきまして現在鋭意検討を進めているところでございます。

しかしながら、宅地造成資金の融資を新たに起こすことにつきましてはいろいろ問題点がござります。

一つは、財形持ち家融資制度が労働者の持ち家取得を促進するということを目的にいたしておりますので、住宅建設と一体として行わない宅地造成のみを対象とすることがこのように沿うものかどうかということ。それから二番目には、最近地価の高騰が非常に大きな政治問題になつておられます。このようないくつかの問題があることについてお尋ねをいたしたいと存ります。

そこで、事業主が単独または共同でこの融資を受けた場合に、今度は事業主は、それによりまして住宅の建設、土地の購入等をしなければならないわけでございますが、その場合にそういう仕事を他の者に委託することができる事にもなつております。

したがいまして、事業主が単独または共同で分譲融資を雇用促進事業団から受けまして、それを住宅生協等に住宅の建設等に関して委託をするといふことは差し支えのないことになつております。

○浜本万三君 引き続いでお尋ねするんですが、四番目には、住宅建設に結びつかない場合の取り扱いをどのように定めていくかという問題があることなどなど、検討しておりますといろんな問題が生じてきているわけでございます。

しかしながら、附帯決議で御指摘を受けた重要な問題でもござりますので、さらにこれらの問題につきまして鋭意検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

○浜本万三君 それじゃ具体的にちょっと伺うんですが、宅造資金つまり宅地造成資金融資の方策といたしまして財形持ち家融資制度では、住宅の建設に際しまして宅地の購入、造成を含めて融資できることになつておるわけでございます。

そこで、事業主が単独または共同で住宅を分譲する場合にその工事を住宅生協等に委託をする、

そういう形のやり方に対しまして融資を受けることが可能であるかどうか、また若干問題があると思うところでございます。

○説明員(石岡慎太郎君)

財形の分譲制度におきましては、雇用促進事業団が労働者に分譲する住宅の建設または購入を行う事業主、事業主団体、福利厚生会社または日本労働者住宅協会に対しまして、住宅の新築資金、土地取得資金等々を融資することは、単独または共同、いずれの形でもこの融資を受けることができるようになります。

そこで、事業主が単独または共同でこの融資を受けた場合には、今度は事業主は、それによりまして住宅の建設、土地の購入等をしなければならないわけでございますが、その場合にそういう仕事を他の者に委託することができる事にもなつております。

したがいまして、事業主が単独または共同で分譲融資を雇用促進事業団から受けまして、それを住宅生協等に住宅の建設等に関して委託するといふことは差し支えのないことになつております。

そこで、事業主が単独または共同で分譲融資を雇用促進事業団から受けまして、それを住宅生協等に住宅の建設等に関して委託するといふことは差し支えのないことになつております。

したがいまして、事業主が単独または共同で分譲融資を雇用促進事業団から受けまして、それを住宅生協等に住宅の建設等に関して委託するといふことは差し支えのないことになつております。

○説明員(石岡慎太郎君) 日本労働者住宅協会は建設省が認可いたしておりますところの政府特殊法人でございますが、この団体につきましては、

財形法上事業主団体と同等の扱いにされているとです。

○説明員(石岡慎太郎君) これがお尋ねをいたしましたがいまして、財形の分譲融資制度等におきましては、雇用促進事業団がこの協会に土地資金金をも含めまして住宅建設の資金を貸し付けておるところでございます。勤住協は、それを受けた分譲の事業を行なうわけですが、その際には、御指摘のよう、住宅生協にその事業を委託するということも許されております。

現実問題といたしましても、日本労働者住宅協会は各地の住宅生協に委託をしまして分譲事業を進めているところでございます。

○浜本万三君 そこで最後に、これを要望して検討をお願いしたいと思うんであります。その場合でも、この財形資金を借りる場合には取得した土地が五年以内といふことになつておるわけですね。ところが、今多少の規模の宅地造成工事を行なう場合には、土地の買収から工事、地籍の整理に至るまでの作業状況を見ますと、そんなにやさくできるものではありませんので、相当期間がかかることは御承知だと思います。

そこで、その五年以内といふ年限を若干引き延ばす必要があるのではないか、かように思いました。その点について要望しておきますので、ひとつ御検討の上、実現方よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

なお、決意があればお聞かせいただいたいと思います。

○説明員(石岡慎太郎君) 御指摘のとおり、現在、日本労働者住宅協会が分譲いたします場合に、そのうちの土地取得資金につきましては借入申込年度の五年前の年度以降に購入した土地につきましても融資をするという特例が設けられています。したがいまして、この制度によりまして勤住協は五年前から土地を取得しまして分譲住宅を建設することができるところになつております。

この五年前からの土地取得に対する融資というものは私どもはかなりの特例ではなかろうかと思つておりますが、御指摘のように土地の取得がなかなか難しいという現状もございますので、先生の御指摘につきましては今後検討をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

したがいまして、財形の分譲融資制度等においては、雇用促進事業団がこの協会に土地資金金をも含めまして住宅建設の資金を貸し付けておるところでございます。

○説明員(石岡慎太郎君) ましても、雇用促進事業団がこの協会に土地資金金をも含めまして住宅建設の資金を貸し付けておるところでございます。

○浜本万三君 時間は少し余っているんですが、安衛法の方が非常に大切な法案になつていますから、私は残しまして渡辺議員の方にその時間を譲らしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡辺四郎君 労働安全衛生法の問題について中

心的にお尋ねをしていきたいと思います。

まず、今回の改正案は、従来の労安法が職業病的な対策が中心であったのに比べて、安全面とそれから高齢労働者の増加が進む中から健康づくりなんかも力点が置かれておるというふうに私自身受けとめております。

で、多くの点で実は評価できる部分があるわけですが、この目的を達成するために、改正案の中では労働者の自己努力が非常に強調されております。もちろんそのこと自身も必要だというふうに思いますが、今の国内の特に中小・零細企業の経営の実態あるいは労使の現状から見て、労働者の自己努力だけでは効果を上げるのには不十分ではあります。

そこで、その五年以内といふ年限を若干引き延ばす必要があるのではないか、かように思いました。その点について要望しておきますので、ひとつ御検討の上、実現方よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

なお、決意があればお聞かせいただいたいと思います。

○説明員(石岡慎太郎君) 事業主と考えてよろしいのか。

その事業主である勤住協が事業を住宅生協に委託することができることになつておるわけなんですが、そういうルートを通じて勤住協から委託を受けた事業を住宅生協が行なうこと、それに對して融資がつくということに理解してよろしいですか。

○説明員(石岡慎太郎君) まだ労働者福祉の基本でございますし、また労働行

政の最重点課題の一つと考えておるところでござ

ります。

このため、労働者の健康の保持増進のための措置は、大企業のみならず中小企業におきま

して同様に実施される必要があるわけであります。

しかし、中小企業における実施能力は大企業に

す

しかしながら、特に財形年金貯蓄につきましては労働者にとって不可避である老後生活の安定を図るための貯蓄でございますし、年金として払い出しを受けた金額についての用途は制限はされて

○浜本万三君 これも労働省の方に申し上げるの
は甚だ場違いな話になるかわかりませんが、財形金
の非課税措置の問題なんです。

財形金、主宅守番では、良慶頭を越えると貯
てPRをさらに強化してまいりたいと考えている
次第でございます。

けでございますが、今後さらにその努力を継続してもらいたい、かように思います。大臣の御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) 財形制度は勤労者の福祉対策の中では大きな柱でござります。このことにつきましては、かねてから労働省の内部におきましても寄り寄り協議をしておるところでございまます。

おの近所で災害と大掛かりな作業等の事により払い出しを、余儀なくされるということもあります。あり得るわけでございます。したがいまして、そのムード出しが災害、疾病、その他これらに貢献する

入総額を課税金とすることになつておるわけですがございますが、預け入れを継続すれば一挙に総額が課税されることになるわけです。

これを改めまして、限度額を超える部分に課税をするというふうにしていただいたらどうか、か

たときには例外的に五年間の遡及課税が行われないということにされているところでございます。

財形年金貯蓄はこれまで取り扱わなかったが、これに対しまして財形住宅貯蓄は住宅の取得等を促進するという特定の政策目的の実現を図るために税制上優遇措置を講じているものである。いまして、財形年金貯蓄とはやや事情を異にしている面がございます。したがいまして、税制上の点につきまして特別の配慮をすることは現状では困難であると考えているような次第でござります。

ものについては既に所期の目的を達したものといふこととして他の貯蓄と同様に貯蓄全体から生じる利子に対して課税されることになつてゐるわけですが、

それから、それにいたしましても前者の年金貯

蓄契約の新しい制度に対する周知が不徹底である
ように思います。その点周知徹底を図るよう努
力してもらいたいと思いますが、どのようにふ
うにお考えでございましょうか。

に、東京駅を中心にはいたしまして二十キロ圏でも五千万円近いお金が必要るわけですね。だから、五百万円程度ではこれはどうしてもしようがない金額だと思っておるわけですよ。

そこで、大臣にお尋ねするんですが、非課税限度額五百万円について労働省もこれまで引き上げについて努力をされたということを伺つておるわ

国民の大多数を占める労働者の福祉対策をもつと充実してもらいたいというのは、かねてからの私どもの希望でございました。したがつて、今後は単に労働者の年金、持ち家といったことだけではなく、労働者の生涯生活設計という全体に目を向けて総合的な福祉増進策を展開する必要があるのではないかと思つております。

そこで、これは提案なんですが、この際、労働者財産形成促進制度から労働者福祉増進制度へと名称を変更して、労働者の財産形成の促進だけでなく真に総合的な福祉増進の制度へと發展的に政策を進めていくことはできないかと思います。ということなんですが、この点についてひとつぜひ大臣の御見解を伺いたいと思います。

○浜本万三君 大変力強い決意を伺いましたので、実現を期待しておるわけです。

てござります。しかも、財形の積立金総額が十二兆円もあつて使つておるのはわずか四千億程度であるということになりますと、相当金が余つておるわけですね。しかも、三分の一までは使ってよろしいんだという法律もあるわけなんでございますから、これを活用する方法を考えたらどうかというのが前々から私が申し上げている持論なんであります。活用する方法があるのではないか、かのように思つております。

それは、先般のこの法律改正のときにも私申し上げたんですが、そのことによつて昨年九月には附帯決議がつきました。そこで、住宅生協等に対して宅地造成資金として融資をされるよう御検討をいただくことになつたわけでござります。これにつきましてはどのように検討をしていただい

けでございますが、今後さらにその努力を継続してもらいたい、かように思いますが、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) 御指摘のように、今どき五百万では何とも時流にそぐわない、何とかして一千万まで上げてほしいというのが私どものかねてからのお願いでございまして、関係当局にも要請をしてまいりました。しかし、残念ながら今日現在では実現をいたしておりません。

これからいわゆる本格的な高齢化社会を迎えることになりますし、その中で老後の安定した生活が送れるよう、さらには御指摘のような今の地価の高騰の中で持ち家をするための準備といたしましても五百万ではどうにも歯が立たないということもよくわかるわけで、社会一般のニーズも高まっておるわけでござりますから、今後におきましても私どもは辛抱強く粘り強く関係当局と折衝してまいりたい、このように考えております。

○浜本万三君 大変力強い決意を伺いましたので、実現を期待しておるわけです。

次は、財形制度から勤労者の福祉増進制度へとこの制度の衣がえをしたらどうかという気持ちを私は持っておりますので、その点について引き続き大臣に御所見を伺いたいと思っておるわけで

○國務大臣(中村太郎君) 財形制度は勤労者の福祉対策の中では大きな柱でございます。このことにつきましては、かねてから労働省の内部におきましても寄り寄り協議をしておるところでござります。

冒頭お話をありましたように、とにかく貯蓄残高が十二兆円にも上っているんですから、これを何とか別個に活用する道はないだろうか、その中で財形を中心とした総合的な福祉対策というものはあり得ないだろうか、こういう面につきましてかねがね考えてはおるわけでござりますけれども、実は、この十月に労働省の機構改革をいたしまして労政局の中に勤労者福祉部というものを設けたいというふうに考えております。実はその中で主として財形を含む総合福祉施策の改善方針等につきまして専門的に研究をいたしたいと思つておるわけでございまして、その際御指摘のようない点につきまして十分検討を進めてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 特にこの持ち家の問題につきましては、私ども、もう少し政府の方方が積極的な対策を講じてもらいたいという気持ちを前々から持つております。つまり、家を建てようと思いましても宅地がなくてはこれはどうにもならないわけ

たいと思うんです。

○政府委員(松本邦宏君) 現在、日本の場合には環境測定ということで、個人の測定というものは入れおりません。

これの考え方は、一つは、規制物質のすべてについてそういう個人的な測定の方法、測定技術といふものが確立をされていないという問題がございます。

それから、個人的に測定を行うためには、いろいろ時間だとか手間だとか費用だとかというのが非常にかかる。しかも、労働者自身がそういった測定器を八時間携帯したままで作業しなきゃならないということ、非常に煩わしいといったような問題もございます。それから、その測定の結果の扱い等については、専門家の細心の注意がなければなかなか判断も非常に難しいというような問題もございます。

そういういたる点で、個人測定方式といいますかそういうものは採用していないわけですが、まあそれともただ先生御指摘のように、個人暴露の管理という観点からは個人測定についてのあり方あるいはその測定結果の信頼性、そういう総合的な面をいろいろ考慮いたしまして、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○渡辺四郎君 これは何も連絡していなかつたわけですが、実は、きのう私は文部省を呼んだわけでした。きょうの委員会の中でお尋ねする予定にしておりましたので、飛んできましたから話をしました。

この間、環境委員会でも東京大学の体育館の問題を取り上げたわけです。アスペストの問題で工事が中止をしております。ところが、またきのうも連絡がありまして、工学部の第七号館の改築問題で、そこに働いておった労働者が、六日間おりまして、とてもこれでは被曝をして危ないということでお逃げ——逃げてと言つちや悪いんですけども、やめて、そして訴えに駆け込んできたという連絡を受けました。また、けさも東京大学の方からそういう連絡を受けたわけですが、労働省の

が指導しておりますように、例えばアスペストを除去する場合、マスクをはめなさいとかなんとか言つておる。ところが、その話を聞きますとそ

でなくて、はめてもいいがはめぬでもいいよと。そしてその取り扱いは、パールを入れてパリパリやつて落としておるそうです。密閉しておるでしょ

う。ですから、その室内はもうもうとなつておる。そういう状況が続いているということをきのう連絡を受けたものですから、この間も環境委員会で文部省にやつておきましたから、また呼びましてすぐ連絡させました。

そういう点では、個々の労働者の暴露の問題、どの程度被曝をしておるのかというの重要な問題でもありますし、これはまた後の健康管理手帳の問題とも関連をするのですからそこでも申し上げていきたいと思うんですけれども、少なくとも今認定されておる方が四十三名ですか、それ以外に石綿問題で中皮膚といいますか、何か難しい病気で、九名の方が現に慢されておる。労働省もこれを非常に重視しまして、基準局補償課の編さんで出しました「新・業務上疾病の範囲と分類」の三百四十三ページにも出ておりますように、石綿工場で一年間以上従事した労働者の発病率が一般の十一倍にも達しておる、こういう具体的な数字も労働省は出しておるわけですね。

ですから、個々の労働者に対する被曝の状況をどうつかんでいくか、これは私は大変重要な問題であろうと思うから、特に今後の検討を強く要請しておきたいと思うんです。

あと、管理手帳の問題等がありますから、そちらに入つてきたいと思うんです。

先般来のこの委員会でも、私は健康管理手帳問題について基準局長を初め、いろいろお尋ねをしておる。それで、三井の場合の部分を申し上げましたけれども、いわゆるコードクスに關係する従業者が千人当たり労災認定が三名で、そしてこれを含めて七名の方々が肺がんで実は亡くなつておるという事実がある。それから、黒鉛電極の製造労働者にも肺がんが多発をしているということもおわかりだと思つておれども、昭和電極工場で労災認定が一名、ほかに四名が既に発病しておる。あるいは昭和電工の大町工場では、千名の対象労働者の中で七名が肺がんで二名の方が新たにがんの疑いがあつた方がたくさん出でることはもう既に御承知だと思います。

お尋ねをしたいのは、健康管理手帳の交付の目的とは一体何なのか。

私は、発がん物質の製造、取り扱い等の業務に従事する労働者の健康管理として、まずは予防、そして早期発見、早期治療というのがこの健康管理手帳交付の目的ではないかと思うわけですが、いかかですか。

○政府委員(野見山眞之君) 今御指摘のとおり、この健康管理手帳は一定の業務に一定期間以上従事したことなどによつて特定の重篤な健康障害、例えば職業病等も含みまして、これらの健康管理手帳を交付する業務として製鉄用コードあるいは製鉄用発生炉の「製鉄」を外すかあるいは「化学」を挿入するかということの検討ができるのかどうか。のは、この三十五条のよう、健康管理手帳を交換する業務として製鉄用コードあるは製鉄用発生炉の「製鉄」を外すかあるいは「化学」を挿入するかということの検討ができるのかどうか。

こんなにたくさん肺がんで亡くなつた方もおりましたし、現におたくの方で認定された患者もたくさんおるわけです。これは長年コード現場で働く労働者が労働省に対し要求し続けておる問題でありますし、かなりの退職者がおられるものです。だから、ぜひひとつ御検討願いたいと思うんです。

○渡辺四郎君 そうしますと、今おつしやつたように、長年一定期間勤めておつて、潜伏期間が非常に長いのですから退職後に実は発病する方々がたくさん出でることは現在までの事実が物語つておると思うんです。

それで、今の管理手帳の交付の対象となつております物質は九つだと。そしてじん肺管理は三以上ものとなつておるということ、この間からこの問題についてお尋ねをしてきたのですが、そのほかにも職業病としてたくさん認められておる。

それで、三井の場合の部分を申し上げましたけれども、いわゆるコードクスに關係する従業者が千人当たり労災認定が三名で、そしてこれを含めて七名の方々が肺がんで実は亡くなつておるという事実がある。それから、黒鉛電極の製造労働者にも肺がんが多発をしているということもおわかりだと思つておれども、昭和電極工場で労災認定が一名、ほかに四名が既に発病しておる。あるいは昭和電工の大町工場では、千名の対象労働者の中で七名が肺がんで二名の方が新たにがんの疑いがあつた方がたくさん出でることはもう既に御承知だと思います。

絡を受けておるわけです。

ここでお尋ねしたいのは、五十二年ですか、五十三年ですか、労働基準法の施行規則の第三十五条が改正をされ、その中の七項の十三で「コード又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん」というふうになつておりますね。ぜひ私は要請をし、改正をしていただきたいという

ことは、この三十五条のよう、健康管理手帳を交付する業務として製鉄用コードあるいは製鉄用発生炉の「製鉄」を外すかあるいは「化学」を挿入するかということの検討ができるのかどうか。

はありますし、かなりの退職者がおられるものです。だから、ぜひひとつ御検討願いたいと思うんです。

○政府委員(野見山眞之君) 今お話しのように、施行規則三十五条の中に「コード又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん」ということで職業性疾病といふことで認めておりましたし、お話しのように大牟田におきます発症事例等もあることも承知いたしております。

したがいまして、先般来のお尋ねのように、この交付の対象業務としていく必要があるかどうかにつきましては、その業務に従事した期間と発がんとの関係等につきまして専門家の委員会等を設置いたしましてここで検討をさせていただきたい、かように考えております。

○渡辺四郎君 私よりも局長の方が専門職で詳いと思いますから余計に申し上げませんけれども、製鉄用のコードと何が違うかといった場合に、例えば温度の問題で千三百度以上と百度違ひの千二百度以下、その百度だけの違いによつているわゆる健康管理手帳の交付の対象の業種になるのかならぬのかという問題ですから、これは大臣、ぜひひとつ頭に入れて御検討願いたいとお願いをしておきたいと思います。

れども、アスベストの取り扱いです。これも一定期間従事をしておった場合には、先ほどから言いますようにたくさんの患者も出ておる。そうすれば当然健康管理手帳の交付の対象業務になるんじやないかという気がしますが、いかがでしょう。

○政府委員野見山眞之君 アスベストにつきましては、発がん性が認められてはおりますけれども、業務に従事した期間と健康障害の発生との蓋然性との関係が必ずしもまだ明確でないということもございますので、今後関連する知見の集積に努めまして、その上でアスベストを一定期間反復継続して取り扱っている労働者で離職した人たちに対してもこの手帳交付業務に加える必要があるかどうかにつきまして、先ほど申し上げましたようになります。専門家による委員会において検討させていただきたいと考えております。

○渡辺四郎君 これもさつきちょっと触れましたけれども、もちろん船にもよりますけれども、特に港湾労働者でこういう資材関係を輸入しておるのに常に使われておる船に従事する労働者の場合はかなり長期間取り扱いをやっておるわけですか

それから、有害物質関係の表示の問題についてお尋ねしたいと思うんですが、労働安全衛生法の五十七条で特別管理物質すべてに成分並びに有害性などの表示が義務づけられていますが、有害性の表示については既に発生が医学的に知見として確立をしておるというふうな部分について病名まで含めて表示をすべきではないかというふうに思いますが、このことについていかがでしょうか。

○政府委員野見山眞之君 この有害物の表示制度につきましては、取り扱う物質成分、その有害性、またこれを取り扱う上で注意すべき点につきまして事前に承知していかつたというようなことによって職業性疾病が発生するということのないようにすることを目的いたしまして、必要

な情報を当該物質の製造、輸入業者から取り扱う事業者に伝達するということを目的としているわけですが、そういう観点から物質の組成あるいは人体に及ぼす影響、取り扱い上の注意等を表示させるということでございます。

同時に、労働者に対しましても有害性の知識を持つていただくという観点から、安全衛生法に基づまして、雇い入れる際あるいは作業の変更を行った際の教育を行うこと、あるいは作業上の見やすい場所に人体に与える影響あるいは取り扱い上の注意等についての掲示をすることについても義務づけているところでございまして、これらによりまして疾病からの防止についての徹底を図つてあるというのが現状でございますし、さらに表示制度のあり方につきましても、今後検討を行ながる労働者の健康を確保するために必要な表示制度として運用してまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺四郎君 表示の問題について今後検討されるということですから、ILSのがん条約の第四条でも示されておりますように、労働者への情報提供の義務という観点からも、私は、知見として出でる病名については、この物質の中には発がん性物質のおそれがありますよというふうなことを表示をして、労働者自身も警戒をするしあるいは予防していく、また労働者の自覚を高めるためにも必要ではないかという気がするわけです。

○渡辺四郎君 さつきもお話をありましたが、環境測定問題でいろいろ出ております。さつきもお話をありましたが、簡易測定器というのは検知管を含めてというふうに受けとつていいかどうか。検知管そのものは測定器に入つておるかどうかということをまずお聞きをしたいと思います。

○政府委員(松本邦宏君) 簡易測定器の中に検知管は含めて考えております。

○渡辺四郎君 そうしますと、検知管を使用する場合の問題点について、たくさんの方の意見等も出でておりますが、ここらについては御承知でしょうか。

○政府委員(松本邦宏君) 今いろいろ問題になつております、我々が簡易測定法として認めようとしております簡易測定機器でございますが、これについては、近年非常に性能が向上しておりますので、先ほど申しました第一管理区分、これは一番濃度の低い部分でございますが、その管理区分にあるかどうかというには考えております。

検知管そのものを採用するかどうかについては可能だというふうには考えております。

○政府委員(野見山眞之君) この仕事に付けておるのは業者の方であります。業者の方はかなり指導をしておるというわけです。ところが、仕事をしておるのは業者の方であります。業者の方はなかなか指導が徹底して行き届かないものですから労働者にまでおりないわけです。そういう点から見れば、私は、表示をして、一目見た場合には、この仕事についてはこれは発がん

物質があるから予防しなきゃいけないということをお聞きかせ願いたいと思います。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(野見山眞之君) これらの有害物質の労働者の危険を防止するという観点から、事業主に対する安全衛生上の諸措置の完全実施、履行についての指導を行なっていますと同時に、表示制度と両々相まって有害物質からの予防等につきまして万全を期してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 ぜひひとつお願ひしておきます。次に、さつきもちよつと触れましたが、環境測定問題でいろいろ出ております。さつきもお話をありましたが、簡易測定器というのは検知管を含めてというふうに受けとつていいかどうか。検知管そのものは測定器に入つておるかどうかということをまずお聞きをしたいと思います。

○政府委員(松本邦宏君) 簡易測定器の中に検知管は含めて考えております。

○渡辺四郎君 さつきもお話をありましたが、環境測定ができないんじゃないかなとかながたさんたちの皆さんから実は心配として出されちゃうわけです。

今環境測定なんかで言われておりますように、個人サンプラー方式と今やつておる環境測定の部分と併用しなければ本当の測定値は出ないんじゃないかなということが以前から言われておりまして、これもたくさんの方方が出されておるわけですね。例えば五十二年度の災害科学委託研究の報告書ですか、粉じん作業の有害性に関する評価研究ということで北海道の北里大学の高田教授の発表した部分とかあるいは労働省の関係されております早稲田の荻原義一教授の出しておられます五十九年度のじん肺審議会粉じん作業部会による港湾荷役に関する作業環境調査の問題とか、こういう部分についてたくさんの方の報告が出されておりまして、環境調査についても個人のサンプラー方式を採用して併用してやつたらどうか。今労働省が考えておりますその調査も必要です。必要ですが、この個人サンプラーも併用してやつていかなければ

○渡辺四郎君 その物質ごとにひとつせひ検討していただきたいと思うんですけれども、御承知だと思います。例えは、五十四年の鉱山における坑内作業に関する環境調査結果ですかの中で、個人暴露濃度の測定のところで、坑内作業者のうちでも電車または自動車運転員、いわゆる動いて回るこういう方たちについては行動範囲が広くて一ヵ所だけのあ

つと出されてるわけです。

ですから、先ほど私が申し上げました公務災害との関係の部分で、消防職員というのは自分の命をなげうつてもやれ、それが本務だというその感覚が消防庁にあるものですから、だからこういうことで十年間はつたらかしてきたのではないか。その中で事故がたくさん起きてきたんではないか。だから、全国消防長会の方では消防庁にお願いしてもなかなか出てこぬものですから自分たちでこういうものを決めていったんではないか。

ここで実は大変問題のある発言があるわけですね。ここで消防庁の考え方も述べられた、「一番最後です。『国で安全基準を定めるとなると』、これは消防庁が言った言葉です。「性能検査」とか、操作員の資格の問題、定期整備の問題等各分野において専門的、技術的に慎重な検討をしていくこととなる。」これが十年経過した後、消防長のその会議の中で出た消防庁の回答になつておるわけです。その中である委員から「十年に及ぶこの問題、いい加減に結論を出しては」という発言が飛び出したというふうに書いてあるわけです。消防の職員ですから労働組合はありません。しかし、労働組合を持つておる関係の部門であつたら、これは大変な発言なんです。人の安全問題について消防庁にお願いをして、そして議論をしてきて十年経過をした。なおかつ結論が出ていない。消防庁に対する腹いせがあつたかもしれませんけれども、もう大概で「いい加減に結論を出しては。」そういうふうに労働者の生命を安く見ておるのかという問題があるわけです。

その後、消防庁の方は安全基準については二年の五月ですか出したようですが、これだけでも、これだけでもはしご車そのものについての安全基準といふことでなくして、いわゆる補助金を支出するためのその条件として、これの条件を整理をしなさいということになつておるわけでしょう。そうしますと、私も県に長年おつたわけですが、どうも、そういうことを申請するのは財政当局ですよ。消防の方ではしませんよ。そうすると、消防

の方ではしご車についてこれこれこれという、いわゆる補助金を中央からもらうのに条件がついておるということについては、消防署の職員そのものは余り知らないんじゃないですか。市町村消防施設等整備費補助金交付要綱の中にあるわけじ

ょう。ですから、大臣、私が申し上げるのは、人の命、安全というのを確かに人事委員会規則なんかで幾らかやつてあるところもあります、さつきもおつしやつたけれども。しかし、人事委員会というのは、もう御承知のとおり、この間も申し上げましてたけれども一般の事務職ですよ。医療の経験者がおるわけなし、機械に詳しい人がおるわけでなし。ですから、労働省が出しておりますそういう安全基準なんかを中心に人事委員会規則をつくつていくと思うんです。

そういう点から見て、こんなに事故率が高くて、おたくに入つてくるのは恐らくどうも私は割だらうと思うんですよ。

〔委員長退席 理事長曾根田郁夫君着席〕

大概、共済の保険証を持つておりますからちょっとしただけがぐらいだつたら公傷の申請はしませんよ、保険証を持つて医者に行きますからね。それにしておも余りに事故の件数が多過ぎるじゃないか。

ですから、さつきから言いましたように、私は、責める立場で言つておるわけじゃありませんが、プロックごとで消防の安全対策、特にはしご車の安全対策についてはやつていただきなければ、前は四階建てぐらいのはしごでよかつたわけですが、今はどんどん高層ビルが建ち並んできたものですから、もう七階・十階建てのはしごが必要になつてきました。そういう点から見て、安全面の教育をぜひひとつ徹底していただきたいと思うんですが、御見解を。

○説明員(川崎正信君) はしご車の安全基準は、従前よりはしご車の基準を定めてござります消防

てございます。

これは、御指摘のように補助金の要綱ではないかということもござりますけれども、自治体の消防機関が車両を購入いたします場合はすべて補助金を受けて購入してございまして、しかもこの補助金の交付を受けた車両につきましては公の機関でございます日本消防検定協会が技術的な鑑定を行つたものということでございますので、現在使われておりますものはすべてこの鑑定を通つたものばかりでございます。そういう点でそれ以外の車両が使われることはないと考えてございます。

この安全基準並びに私どもが検討いたしました結果、現在の車両の運用のやり方等をすべて踏まえました特別教育を既に六十一年度から実施いたしました。これは、それぞれの都道府県の消防学校におきまして、各消防機関の責任者、それからはしご車の関係の隊員を対象として行つてございます。こういつた特別の教育課程も既に実施いたしておりますところでござりますので、今後はしご車につきましてはやはり専門的な習熟をしてございます。これは、それからはしご車の関係の隊員を対象として行つてございます。こういつた特別の教育課程も既に実施いたしておりますところでござりますので、今後はしご車につきましてはやはり専門的な習熟をしてございます。これは御存じだと思います。

あわせてまして、このような安全の全般の問題につきましては、既に全国消防長会の消防長の研修会、これは毎年全国の消防長を対象に行ってございますが、並びに担当者会議を開催いたしまして、すべて安全の重要性につきまして特に体制の整備、それからその運用の徹底を図るよう強く指導しておるところでございまして、引き続き私どもとして安全確保のために指導を強化してまいりたいと、かように考えてございます。

○渡辺四郎君 確かに、消防学校で教育をする、そういう部分についてはぜひひとつ必要だと思うんですが、この間もちょっと私は言いましたけれども、それじゃ、大学を出て法学部を出ておれば弁護士なり裁判官の司法資格を持つのかと。消防学校に行つたからもうそれで修得をしたからはしご車を扱えるんだと、こういうことでなくて、そ

それならそれとして一つの免許取得の問題にまで発展しなければ、そのくらい厳しい条件をつけなければ事故の防止にはつながらないんじやないか

という気がしてならないわけです。ですから、この間のさつき申し上げました小樽の問題だつて、最初は本人の責任によつて起きたんだというふうに言つておつたわけでしょう。いろいろ点検したところがやっぱりはしごそのものに不備があつた、構造そのものに不備があつた。これは後からわかつたわけですね。ですから、調査団を入れずにそのままにしておつた場合には、そのまま、本人の不注意による事故死になつておるわけですよ。調査を入れて点検した結果、はしごそのものに不備があつたということがわかつたわけですから。

そういう点では、確かに消防協会の方で機種についての安全度についてはいろいろ見られておると思うんですが、要是、現場の皆さん方、消防士の皆さん方からの意見が余り反映されていないとおもふのですから、もう後の方はふるにもはいれなかつても、警察以上に今命令系統でしよう。末端の職員からの意見はなかなか上がらないわけですよ。たとえ二十人であろうと三十人でありますよと火災現場に行って帰つてくる。ところが、ふるにはいれないままに帰る人もおるんですよ。衛生面から見れば必ずふるに入れなきやいけないわけですよ。ところが、やっぱり上司から入つていくものですから、もう後の方はふるにもはいれなままにそのまま帰つていつたり、あるいは二十時間勤務をするとか。

ですから、私、特に消防庁にお願いをしておきたいのは、私の方が詳しいわけですから、消防職場ほど現場現場によつて条件が違うわけですよ。何が噴き出すかわからないわけですからね。どういふ化学物質が出てくるかわからない、あるいは十階建てのビルの火災なのかわからないし平家の火災かわからないし、あるいは山火事か、大洪水か、いろいろ条件によつて違うわけですから、そういう面では他にない安全面の教育をぜひひとつ

徹底していただきたい。くどいようですが、この部分をひとつお願いしておきたいと思うんです。

いいですかね。——それじゃ、消防庁終わります。

それじゃ次に、労働省の方にまた返りますが、今消防庁といろいろやりとりしたわけです。例えば清掃現場といろいろやったわけですね。ところが、先ほど申し上げましたように消防以上に清掃現場の場合は事故が多いんですよ。千人当たり六十一・七人です。

これは、この間も私は申し上げましたが、一つは、基準監督官が少ないというのが一番大きな原因だと。民間の事業所の点検が5%ぐらいしかできていないわけですから、それがやっぱり一つの大きな原因じゃないかというのが一つ。いま一つは、これは、お互いに公務員同士だと監督官を含めてあそこは公的な職場だからまさかそういう欠陥はないだらうと。消防は管轄じゃありませんけれども、給食現場に至ってもあるいは清掃現場に至っても、火葬場だってそうですよね。直営の火葬場があります。焼くところだけは直営ですけれども、あの部分は全部下請になつて民間労働者が入つておるものですから、なかなか監督官も入つていけないという状況がある。

そういう点について検討されたことがあります

○政府委員(松本邦宏君) 清掃の問題につきましては、例えは清掃車に巻き込まれたとかあるいはごみを集積している場所における酸欠の問題、硫化水素の問題等がございまして大変事故が多いと

いうことで我々も心を痛めおりまして、過去にも実は清掃における安全衛生管理要綱といふようなものを五十七年につくつておりまして、我々としても重点的な対象業務として監督指導の対象にしているところでございます。

○渡辺四郎君 一つの問題として、例えは五十人以上の問題あるいは五十人以下の問題といふことで安全管理者の問題あるいは衛生委員会の問題等がありますけれども、清掃現場の場合だって公務員だけであれば例えは三十人ぐらいしかおらな

い。ところが、一つの清掃の方のごみの処理場に行きますと、この区域は直営でやつてある、この区域は一部事務組合でやる、この区域は民間の下請でやつていただく、しかし工場に集中するのは全部一緒になるわけです。そうしますと、百人か一百五十人の労働者がおるわけです。ところが、公務員だけであれば三十人だもんだから、例えは安金管理者の選任の義務がないとか、そういう義務がないことはない、全体的に見ればあるわけです。

けれども、そちらは民間の労働者と一緒にしての設置なんかなかなか難しさがあるのですから。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいわけです、学校の給食調理場が、自校方式といまして各小学校単位とかあるいは中学校単位にやつておる部分については、今、各自治体の教育委員会は全部まとめて一つの事業所だというふうに言つておりますけれども、例えは給食センターというのがあります。これは民間ですよ。

〔理事曾根田郁夫退席、委員長着席〕

教育委員会が公社におろして公社からセンターに

おろしておりますが、そこなんかは五十人も八十人もおるわけですね。これがセンターの職員もお

りますし、公社の職員もおりますし、市の職員も

おるというようなことになつておりますけれども

これは文部省ですから労働省の管轄じゃない

と思うんです。しかし、働いておる大部分は民間労働者ですから、五十人以上ということで一つのセンター単位に事業所として取り扱いをしていつた方がいいと思うんですが、そちらについてどう

でしよう。

○政府委員(松本邦宏君) 学校給食の問題につきましては、従来は、先生御指摘のように、各学校にはせいぜい二、三人しか職員がいなかつたもの

で、安全衛生管理体制をとらせ、それぞれの連携を十分に図らせるように努めているところでございま

すが、自治省とも連絡をとりましてさらに安全衛生管理面の徹底に努めてまいりたいと思います。

○渡辺四郎君 大体あれですが、大臣にひつぜひお願いをしておきたいと思うんですけれども、

それにつきましては、既に、センターそのもの

で独立した事業所という形でとらえていろんな適用あるいは監督指導に努めているところでござい

ます。

○渡辺四郎君 行政改革の中から非常にそこらが識別が難しくなつてきました。今申し上げましたようにセンターの職員というのは、福岡市の場合で言えば何万食かつておるわけです。そこ

の職員というのは日給月給なんですね。歩合給なん

です。ところが、それにプラスの公社職員は、同じ仕事をしておりますけれども月給制なんです、市

の職員と一緒にだ。それで事務部分の方は教育委員会から出向してきてやつておる。ですから、

一つの施設、建物の中に民間労働者、公社の職員、そして市の職員とそういうふうに混在しておるも

のですから、なかなかつかみにくさがあるわけです。私は、あくまで労働基準法適用の職場だと

いうふうに言いますけれども、今おつしやつたよ

うに教育委員会の配下だ、だからそれは人事委員会の関係だというようなことでずっと今まで逃げられてきたわけです。

ですから、そちらは一つ一つ、五十人以上おれば一つの事業所という単位にして、そして安全衛生についての基準監督官の監視も受けしていくとい

ますか、そういうふうなことでぜひ指導していただきたいと思うのですけれども、もう一回ひとつお聞きたい。

○政府委員(松本邦宏君) 学校給食事業につきましても、実は先ほど申し上げました衛生清掃関係と同じように既に四十八年に安全衛生管理要綱といふいうのをつくつておりまして、重点的な対象にいたしております。

今御指摘のように、自治体と民間業者が混在して作業をするというような形態もございまして、たゞ

実感でございまして、同時にまた、関係省庁の中

でより以上緊密な連携をとりながらその実が上がる

ようにしなきゃいけないことが重要だなという

認識を新たにいたしたわけございまして、ただいま関係省庁間で緊密なより以上の綿密な連携を

とつて、効果の上がるよう取り組んでまいりました

いと考へます。

○渡辺四郎君 終わります。

○委員長(鶴口惠造君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

○委員長(鶴口惠造君) 午前十一時五十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(鶴口惠造君) ただいまから社会労働委員会を開けます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補

よ、何も地方公務員だけじゃなくて。そういう現場で、さつきから申し上げましたように、例えは労働基準法を守らなきやいけない職場も守られていない、あるいは労働基準法に基づいて人事委員会規則で定めなきやいけない、確かに法文上は定まつておりますけれども、それが実行されていないとかというような状況のところが多いのですから、さつきから申し上げますように一年間三万

四、五千件の公務災害の認定者が出るわけですよ。

そこらは、ひとつせひ大臣が中心になつていただいて各省と連携をとつて、そして公務員も労働者に間違はないわけですから、公務災害を減らしていくためにもぜひひとつ大臣の御指導をお願いしたいと思うんですが。

○國務大臣(中村太郎君) 先ほど来、先生の消防関係の事故等に關しましての御意見等十分拝聴いたしました。

上での考え方のことと下の勤労者、労働者の皆さんの意識に大分ずれがあるなどいうのも一つの実感でございまして、同時にまた、関係省庁の中

でより以上緊密な連携をとりながらその実が上がる

ようにしなきゃいけないことが重要だなという

認識を新たにいたしたわけございまして、ただいま関係省庁間で緊密なより以上の綿密な連携を

とつて、効果の上がるよう取り組んでまいりました

いと考へます。

○渡辺四郎君 終わります。

○委員長(鶴口惠造君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

○委員長(鶴口惠造君) ただいまから社会労働委員会を開けます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補

欠として内藤功君が選任されました。

○委員長(関口恵造君) 午前に引き続き、労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案並びに労働問題に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○曾根田郁夫君 私は、労働安全衛生法改正案について若干お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、御承知のように、二十一世紀になりますと本格的な高齢化社会を迎えるわけですが、二十一世紀までは残すところ十三年足らずとなつてしまつたわけです。今、そういう時期を迎えて、職場、地域を問わず、国民の健康づくりについての関心が非常に高まつておる際ですから、私は、今回のこの法律の改正は大変時に適したものと考えております。

まず最初に、職場における健康保持増進対策の基本的考え方といいますか、そのことをお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) 御承知のように、高年齢労働者は、若年労働者に比べまして労働災害の発生率が高いわけでございます。また、休業日数も長期化する傾向にありますし、さらにはまた高血圧性疾患、虚血性疾患などの有病率も高いわ

けでございます。さらにM.E.機器等の導入による労働者のストレス問題、ストレスによる職場不適応の発生やストレス関連疾病的発症の例も見られ、労働者の心の健康問題が重要な課題となっております。

このような状況にかんがみまして、労働者の健康を確保するための措置を、これまでの単に健康障害を防止するという観点からさらに進んで心身両面にわたる積極的な健康の保持増進を目指したものに充実することが必要でございます。以上のようなことから、このたび、事業者に対し、現行の規定に加えまして労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を講ずる努力義務を

設けるようにしたものです。これが基本的な考え方でございます。

○曾根田郁夫君 昭和六十一年六月閣議決定を見ました「長寿社会対策大綱」がありますが、その中に「個人が生涯にわたりその能力や創造性を發揮できるよう、高齢者の就業・社会参加等の活動を促進」するなどあります。

今回の改正案の事業者に義務づけてある健康保持増進措置の具体的な内容、これはどうなつていま

すか。

○政府委員(野見山眞之君) 今回の改正で考えております事業者の行うべき措置といたしまして、

通常に勤務いたしますおります労働者に対する健康度測定結果に基づきまして運動指導あるいはメンタルヘルスケア、さらには健康相談等を中心としたしまして事業主に継続的かつ計画的に進めてもらうというのが内容でございます。

○曾根田郁夫君 それから、具体的なことですが、法案の中に「事業場における健康教育等に関する指導員」とありますが、これは健康の保持増進を図るのに必要な資質を有する者ということだろうと思うんですが、具体的にはどういう方を考

えておられるんですか。

○政府委員(野見山眞之君) 事業場内の健康保持

増進対策のいわばチームを構成しております医師、歯科医師、職場運動指導者、心理相談等を考

えておられるところです。

○曾根田郁夫君 それから、この法案の中身で、

高齢化社会を迎える中で、高年齢期になつても労働者が健康でその職務を遂行することができるよう、若いときから労働者の健康づくりを進めることが重要でございます。

これについての大臣の御所見を承つて私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) 我が国社会が本格的な

高齢化社会を迎える中で、高年齢期になつても労働者が健康でその職務を遂行することができるよ

うに、若いときから労働者の健康づくりを進めることが重要でございます。

この指針の内容はどういうものですか。

○政府委員(野見山眞之君) 事業場におきまして

労働大臣は、健康の保持増進のための措置に関し

て、その「適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する」とあります。労働大臣の定め

でござります。

○曾根田郁夫君 終わります。

○中西珠子君 私は、午前中同僚議員が労働安全

したがいまして、今般の法律改正におきましては、労働大臣は、事業者が講るべき健康の保持増進のための措置に關しまして、それが適切かつ

有効に実施されるような指針を公表いたしまして、これらの措置の具体的な手法を示すというこ

と同時に、この指針に基づきまして事業者ある

いはその団体に対して必要な指導を行うことがで

きることとしているわけでございまして、この指針はいわばトータルヘルスの観点に立つて作成す

ることといたしておりますので、メンタルヘルスあるいは口腔保健等も当然この中に含まれるものでございます。

○曾根田郁夫君 それでは、まだ時間はあります

がこれで終わりたいと思いますが、最後に、要望を兼ねまして大臣にお伺いいたしたいと思いま

す。

健康な生活を送るというのはすべての国民にとって当然重要な問題でございます。このたびの法律改正は、健康の保持増進対策をすべての労働者に推進し、健康な労働生活をより長く過ごすことを目的とするわけでございますが、これには労働省の段階的努力が必要だらうと思つておりますので、この点を格別に御努力を要望いたしたいと思います。

これについての大臣の御所見を承つて私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) 我が国社会が本格的な

高齢化社会を迎える中で、高年齢期になつても労働者が健康でその職務を遂行することができるよ

うに、若いときから労働者の健康づくりを進める

ことが重要でございます。

健康が長い間の積み重ねによってつくられるも

のであることから、労働者の健康の保持増進を

図るために充実することが必要でございます。

以上のようなことから、このたび、事業者に対

し、現行の規定に加えまして労働者の健康の保持

増進を図るために必要な措置を講ずる努力義務を

設けることとしているわけでございます。

以上のようないうのが現

衛生法の一部を改正する法律案、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきましては相

当突っ込んだ質問をなさいましたので、今日議題

新聞とそれから六十三年三月七日付のサンケイ新聞

朝刊でございますが、それに「労災は血友病を

間を安衛と財形、両法案に関する質問とさせてい

ただきたいと思います。

最近と申しましても六十三年三月五日付の毎日

新聞とそれから六十三年三月七日付のサンケイ新聞

朝刊でございますが、間に「労災は血友病を

差別するな」というアピールが出ているわけでござります。

このアピールを読んでどきつとしたところへ、

実はこれは足立区の労働基準監督署の方から署長

名で、この人は業務上事故に遭つて転倒して大腿骨を骨折したんだけれども、療養補償も休業補償

もいただけなかった、それで六十三年の二月二十

五日付で不支給というたつた三行ぐらいいの決定を

いただいてそのままになつてるので、労災は血

友病を差別しているということを盛んに新聞の記

事なんかにも出しているし、それから足立区の区

会議員に訴えて、その区会議員の人が私のところ

にこのケースを何とか考えてやつてほしいといふ

ことで持つてきましたわけでございます。

新聞記事によると、

私は縫製工場に工事責任者として勤務する一

社員です。昨年三月、勤務時間内に、取引先の

玄関で転倒して足を骨折してしまい、救急車で

運ばれて即大学病院に入院治療といふことにな

りました。

ところで私は、

本人が言つてゐるんですけど、

今世間でエイズとの関係で騒がれてゐる血友病

です。長期の入院治療が必要と診断されました

ので、勤務中の事故でもあり、会社と相談して

休業補償申請を労働基準監督署に出しました。

何日たつても何の連絡もないでの、病院を退

院して自宅養療になつた十月中旬、電話で問い合わせたら「血友病なので審査に時間がかかる

る」とのことでした。十二月に再度電話すると、年明けの一月七日に自宅訪問され、会社での勤務状況など事情聴取があり、骨折場所の写真などもとりました。「二月中には決定する」とのことです。待つていたら、二月二十五日付の郵便が会社に届き、「業務遂行中ではあるが、業務に起因する災害とは認められないもので、業務外として不支給と決定した」という三行の簡単な文書に書いてあつたのは驚きました。

会社から電話で問い合わせてもらつたら「血友病であるため」との答弁でした。血友病だからといって、業務中の災害をなぜ差別するのでしょうか。

業務上の災害と自分は考へておられるのだけれども、一国民として納税の義務は果たしているのに、社会に出で働く権利を制限するのでしょうか。幸い私は、理解のある工場経営者のもとで働くことができ、ありがたいと思っていますが、私のほかの血友病の方たちは、労働災害保険がこんな非情なことでは、明るく安心して働くことができなくなります。

○政府委員(野見山眞之君) 今御指摘のございましたが、毎日新聞も同じようなもので、血友病というだけで、なぜこれほどまでに差別されるのでしょうか。

別ふうに言つておられるのだけれど、この事実関係につきまして労働省ではどのように把握していらっしゃいますか、お伺いします。

○政府委員(野見山眞之君) 今御指摘のございましたが、昭和六十二年三月十三日に、被災労働者が、衣類の納品作業をするため事業場の出入り口から外出ようとして、フロアから約十二センチ段差のある土間におけるときに転倒して左大腿骨を骨折されました。被災労働者の労災請求に基づきまして、所轄労働基準監督署において事実関係等を調査いたしましたところ、被災労働者の骨折の原因といつしましては、御本人の基礎疾

患でござります血友病による病的な骨折であるこ

とが医学的に認められたわけでございます。

御承知のとおり、労災保険は、労働者がこうむつた災害が業務によるものであると認められる場合にこれを業務上として所定の保険給付を行うことで不支給を決定したわけでございます。

なお、事件の発生後時間がかなりかかっていることなどでございますが、本事案の業務上外を決定するに当たりましては、事業の性格上、慎重を期するために主事医から症状あるいは療養経過等に関する意見書を手に入れるなど、慎重に対応をしてきたというような事情もあることを御理解賜りたいと思います。

○中西珠子君 本人は、縫製工場で働いていて、工場長を十年ぐらいやつているそうなんですね。十八年間勤務していた会社で工場長を最近十年間やつていて、それで下請工場に行きました、そして福井県まで行って製品をとってきて、そして東京にあるところの下請工場にまた行つて、そして工場の床とそれから玄関との間に、さつき十二センチとおっしゃいましたけれども私が聞いているのは十三センチということで、十三センチの段差があつて、その段差の角に金具がずっとあるわけなんですね。その金具に足をひつかけて滑つて転んでそのまま段差の金具のところに左大腿骨をぶつけてしまつたので折れてしまった、こういうわけでござりますね。

それで、今意見書の話も出ましたけれども、二人の別の先生が微妙に違ひのある意見書をお出しになつておられるということでこれを私のところに持つてこられたわけなんですが、一人の先生の方は、病的骨折の一種ではあるけれども業務中の転倒が骨折を惹起したというふうにおっしゃつていいが、あるとすれば、労災保険の趣旨からすれば本人にとつて有利な方を採択してやるのが普通ではないかといふか、それが難病の人に対する温かいことを言つておられるわけでございます。

それで、とにかく私は、厚生省が難病の対策の一環としてお手厚く援護措置などをとつていらっしゃるとすればまた問題は別だと思うんですけれども、厚生省の方は血友病患者に対してもどうのような措置をとつていらっしゃいますか。

言うんです。その両方の意見の微妙な違いがあるために決定に大変手間取つて一年もたつてから不支給という決定が来たんだとは思いますけれども、段差のあるところを歩いていますと、普通の正常な人でも、ちょっとつかりしているとひっくり返つちゃつて、転んで骨を折るということはよくあることなんでございますね。

ですから、血友病であるから病的な骨折なんでも、たとえそれが業務時間内であり業務中業務上といふ言い方は語弊があるから言いませんが、業務中に転んだということなので、労災の適用をお願いするの普通考え方であります。かと思ひますし、本人は、先ほどから申し上げておるやうに、新聞にも差別だということを訴えておる記事を出しているわけでございます。

それから、社長の方は、難病だからといって雇わないので、本人が非常にまじめによく勤めてくれるので、ずっとと十年間工場長として勤めてきたのです。それで、自分としては、掛け金を払つていて一年間も待たされたあげく療養補償も休業補償も出さないということであつては、これは余りにもひどいのではないか。また、血友病の人はたとえ業務中に事故を起こしても労災が適用されないということになれば、これからはそういう難病の人、血友病の人などは絶対雇えなくなつてしまふと。それからまた、お医者さんの意見書に食い違ひがあるとすれば、労災保険の趣旨からすれば本にとつて有利な方を採択してやるのが普通ではないかといふか、それが難病の人に対する温かいことを言つておられるわけでございます。

○中西珠子君 血友病患者は血液凝固剤というものを用いなきやならないわけです。それで、大体の血友病の方は血液凝固剤を用いておる。それがアメリカから輸入されたものが多くて、そして後天性免疫不全に血液凝固剤を注射したがゆえにかかると、それからまた、お医者さんの意見書に食い違ひがあるとすれば、労災保険の趣旨からすれば本にとつて有利な方を採択してやるのが普通ではないかといふか、それが難病の人に対する温かいことを言つておられるわけですね。もう一人の先生は、とにかく血友病患者に対する温かいことを言つておられるわけですね。

それで、とにかく私は、厚生省が難病の対策の一環としてお手厚く援護措置などをとつていらっしゃるとすればまた問題は別だと思うんですけれども、厚生省の方は血友病患者に対してもどうのような措置をとつていらっしゃいますか。

○説明員(金森仁作君) 先生御指摘の血友病についてでございますが、私どもの方で難病対策を担当しておりますが、難病対策の中で、特に特定疾患の治療研究、それから調査を御案内のようにさせていただいております。

原因が不明であつてまた治療方法が確立されていない病気を対象にした調査研究事業を進めさせておる、また治療方法も一応確立しておるというようなことで、今申しました難病対策の対象事業としては我々取り上げていないわけでございます。

なお、御承知のように、小児につきましては、子供の特性というようなことを考慮いたしまして治療費の助成をさせていただいておりますし、また保険のサイドの方では、この血友病の患者さんは大変治療費がかかるということ、また長期にわたるというようなことで、医療費の負担が大変多いといふようなことで、医療機関におきまして血友病につきましては特別を設けまして、窓口の負担を限度額一万円というようなことで特別な対応をさせていただいておるという現状でございます。

○中西珠子君 血友病患者は血液凝固剤というものを用いなきやならないわけです。それで、大体の血友病の方は血液凝固剤を用いておる。それがアメリカから輸入されたものが多くて、そして後天性免疫不全に血液凝固剤を注射したがゆえにかかると、それからまた、お医者さんの意見書に食い違ひがあるとすれば、労災保険の趣旨からすれば本にとつて有利な方を採択してやるのが普通ではないかといふか、それが難病の人に対する温かいことを言つておられるわけですね。

それで、本人は、七、八年前から、血液凝固剤を病院からもらつて、そして自分の病状に合わせて、冷蔵庫の中に保存している血液凝固剤を自分で打つておるそうです。今回、左大腿骨骨折で入院した際に精密な検査をしてもらったところが、血友病であるばかりでなく多分この血液凝固剤から感染したのではないかといふことで、いわゆるエイズの保菌者であることがわかつたわけです。

それで、こういうエイズの人たちに対する対策、援護措置といふものは、まだ厚生省の方は結論をお出しになつてないのかもしれませんけれども、血友病の人たちが不幸にして血液凝固剤を注射したがゆえにエイズになつた場合の対策といふのはどのように今考えていらっしゃいますか。

○説明員(石本宏昭君)

お答えいたします。

本件につきましては、先般の衆議院予算委員会におきまして總理の方から、いわゆる政治的な対応、力によつて何らかの対策を講じる必要があるという御指摘もございました。厚生大臣の方も、この件につきましては、まことにお氣の毒であります。どのような対策が考えられるか現在検討しているところであるという御答弁を申し上げてございます。

御承知のとおり、六十三年度の予算是先般成立いたしましたが、この中で、いわば感染者に対する発症予防、治療研究事業並びに保健生活面を中心とする相談事業というふうな経費が二億六千万ほど国費でつきました。この具体化について現在検討しているところでございますが、このほかに何らかの対策がとれないかということにつきましてさらに現在検討している段階でございます。

○中西珠子君 血友病でエイズになつてしまつた人に対する対策は目下検討中と、まあ具体化していいわけですね。

それから、血友病で、たとえエイズになつていなにしても、骨を折つても手術ができるわけです。普通の人なら手術をして非常に早く治癒する道があるのに、血友病の人は、手術ができるから結局牽引療法かなんかをやつたりギブスをはめて固定したりといふふうなことで非常に長くかかるわけでございますね。それで、一応本人は健康保険があるからそれで今やつているんでしようけれども、休業補償の方は、結局社長というか經營者、使用者の考慮で多少出ているけれども、社長としては、これはもうやはり労災の掛金も払つたんだから労災の方から休業補償をいただきたい

と考えるのはまあ当然の気持ちかもしれないと思ひますが、本人は、健康保険を使つたけれども差額ベッドの費用が請求されてきていましてそれが三十二万円あるんだそうです。しかし、休んでいる間、ほんの少しばかりの会社からもらつているお金では、子供が二人いて奥さんがいるわけですが、もう生活するのにやつとで三十二万円の差額ベッドの費用はとても払えない、こう言つているわけです。

それで、審査請求をもう一度やつてもらう再審査請求を出したらどうかと言いましたら、血友病だからだめと言われているんだからまた再審査請求をしても血友病だからだめといって差別される同じ結果になるのではないかと、こう言つてゐるわけですからども、この点はいかがでしようか。

○政府委員(野見山眞之君) 今回の事案はまことにお気の毒な事案だといふうに私ども判断しておりますわけですが、労災保険制度の趣旨から申しまして業務に起因するかどうかという判断が決め手になるわけでございます。

今お尋ねのように、所轄の署長の処分が出たわけですが、これに対して不服がございまして審査請求をしていただく道が開けておりますので、そこで御主張のような業務に起因するものであるかどうかについてさらに審査をしていただく

という道を考えられるというのがこれからの方法ではないかといふふうに思つておるところでございます。

○中西珠子君 労働者災害補償保険審査官におきましてまた別の新たな医師の意見を取りつけるということは可能ですか。

○政府委員(野見山眞之君) 今回監督署長の下しました処分につきましては主治医の意見あるいは

いての審査が行われるものというふうに考えておりますが、本人は、健康保険を使つたけれども、あくまで今回のこの被災が業務に起因するものであるかどうかということにやはり絞つて判断がなされるものというふうに思つております。○中西珠子君 血友病であるから差別されるという意識は血友病の方が非常に持つていらっしゃるものだと思うんですね。それで厚生省に対しても血友病の方々の代表が陳情も行つております。それはテレビでも放映されました。そして、血友病でアメリカから輸入した血液凝固剤を注射したがゆえに先天性免疫不全というふうな病気に不幸にしてなつた方は、殊に非常に行政に対するふんまんと医療行政に対するふんまんといふのを持っています。今度は、業務上の障害ということには血友病であつては労災のもとで絶対にならないといふふうなことになつてしまつますと、これは働く希望といふものも本当に失われてしまうのではないかと思うんです。

やはり、先ほど私が申し上げたように、段差のあるところでは、正常な人間でもちよつと向こうを向いていたりうつかりしていると滑つて転んで骨折をするということがあるわけです。私の友達がじゅうたんのところで転んで大腿骨骨折したケースも、非常に丈夫なびんびんした人ですがありますたわけございます。

そういう業務を遂行しているときにたまたま転んだ、そのことのために骨折が起きたのかそれとも本当に血友病の病的な骨折であったかという点については、もう一度違つたお医者さんの意見書といふものをもらつていただきたいと私は保険審査会に対して要望したいと思うわけでございます。この点は基準局長からでも保険審査会に本人が再審査請求をしました場合にはお伝えいただけますでしょうか。

○政府委員(野見山眞之君) この審査請求がなされた場合には、公正適切な判断が下るよう審査官等独立して審査するものでござりますけれ

ども、当然公正な判断が下るものというふうに期待しておるところでございます。

○中西珠子君 私も公正な判断が再審査において下りますように切望しております。

そして、とにかく差別ということで、どうせしめしょがないんじやないかと思つておられる本人にも再審査請求をするように説得いたしますので、何分よろしくお願ひいたします。

そしてまた、今回の決定はほとんど一年かかりとすることで特に差別するということではなくて、あくまで今回のこの被災が業務に起因するものであるかどうかということにやはり絞つて判断がなされるものというふうに思つております。

○中西珠子君 慎重、迅速かつ公正なる審査をしていただくよう心からお願いいたします。

大臣、この点について一言御所見をお伺いいたします。

○政府委員(野見山眞之君) 非常に難しい病気でございまして、医学的な判断その他、慎重な審査が必要かということでござりますけれども、慎重と同時に迅速な審査が行われるようにしてまいります。

○中西珠子君 慎重、迅速かつ公正なる審査をしていただくよう心からお願いいたします。

大臣、この点について一言御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(中村太郎君) ただいま先生おつしやられましたように、迅速、公正、慎重、これでいかなければいけないと考えております。

○中西珠子君 どうぞよろしくお願ひいたします。

・これは、血友病の人たちの問題がクローズアップされているときですから、労災がどう扱うかということに対しても多くの国民の目が注がれています。私は、このままの手続のほど、また慎重、迅速、公正なる審査をもう一度やつていただきたいと思いますので、何分善処のほど、また慎重、迅速、公正なる審査をもう一度やつていただきたいと願ひます。

○中西珠子君 どうぞよろしくお願ひいたします。

・これは、血友病の人たちの問題がクローズアップされているときですから、労災がどう扱うかということに対しても多くの国民の目が注がれています。私は、このままの手續のほど、また慎重、迅速、公正なる審査をもう一度やつていただきたいと願ひます。

○政府委員(野見山眞之君) 全衛生法改正案について少しお伺いしたいと思います。

私は、この非常な技術革新の進展、社会経済情

勢の変化の中で、今回労働安全衛生法の改正案並びに財形法の改正案をお出しになりましたことは大変時宜を得ていると思つておる次第でございま
すが、ちょっとと労災の被災者の数などにつきまして少し細かいことですがお聞きしたいと思いま
す。

○説明員(安藤茂君) そのとおりでござります。
○中西珠子君 地方公務員とか國家公務員の現業
部門の人たちの死傷者、業務上の、もしくは通勤
上の災害による死傷者の数はつかんでいらっしゃ
いますか。

○中西珠子君 それでは強度率についてはどうですか。
○説明員（安藤茂君）まことに申しわけありませんが、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりますので、別途またせんので、別途また。
○中西珠子君 私、通告したときに、強度率と唐

う面も非常にあつて、それが中小企業における労働災害の発生が非常に高いという原因の一つにもなっているのではないかと思うわけでございま
す。

で、労働省は、中小企業の労働災害防止のため
にここ数年、三年ぐらい前から一生懸命いろんな
取り組みをしておられるところですが、どうぞまことに

労働安全衛生法令の整備について中基審の建議
というものが提出されたが、その建議について
労働省が発表をなさいましたね。その労働省の発
表の中の数字は、労災の死傷者は毎年八十一万人

○説明員 安藤茂君 公務災害の発生件数の問題につきましては、実は、労働省は直接把握するという格好にはなっておらないわけでござりますが、人事院あるいは自治省の調査の数字で申し上

○説明員（安藤茂君） 失礼しました。強度率は規格差にかかる企業間格差と申し上げたつもりで、それども、強度率についてはそれでは後ほど資料を下さい。

対策をおとりになつておりますか。その対策は、いへば、またその対策の効果ということについて御説明いただきたいと思います。

ぐらいいるといふうに書いてあるわけでござりますが、安全衛生年鑑によりますと、それどころじやなくともっと多い。交通災害の被災者を非常に上回っているわけですね。それですから、この労働安全衛生年鑑にある六十一年度と六十年度の数字、こういったものについてお聞きしたいし、またその数字が結局労災の新規給付の受給者というふうなものだけの数をケースとして数えていたら、つしやるのかどうかという点をお聞きしたいわけです。

けますと、昭和六十一年度の国家公務員の公務災害の発生件数は一万二千九百十七件、これは人事故院の数字でございます。それから地方公務員におきましては三万一千二百九十三件、これは自治省の調査でございます。こういう実態であるといふうに、これは認定された数字だというふうに承知をいたしております。

○中西珠子君 そういう地方公務員や国家公務員の数字を入れますと、業務上の災害や通勤上の災害によって死傷した人の数がまだまだ多いといふ

○中西珠子君 それでは度数率で言いますと、昭和六十一年の製造業における規模別の度数率をみると、今、全産業でおっしゃったとおりに、規模が小さくなるに従つて度数率が高くなっている。殊に製造業では、規模三十人から四十九人の事業場の度数率は規模千人以上に比べて約二十一倍の高率となつてゐる、こういうことだそうですが、これは確かですね。

したよろこび、最近労働災害は減少しておられて、けれども、最近この減少傾向にいわば鈍化の動きが見える。その原因の多くは、今御指摘のように、中小企業における災害件数がやはり大企業に比べて非常に高い頻度で出ているというところにあるわけでございまして、現下ももちろん、これからも労働災害防止の中心はやはり中小企業に置いていかなければいけない、かように考えているわけでございます。

その原因につきましては、今お話しのように、たゞまつた四項目、つまり、(1)、(2)、(3)、(4)

そして、基準法とかそれから安全衛生法に関しては監督権限をお持ちのはずの労働省がお持ちの地方公務員とか国家公務員の現業部門、こういうところの人たちで業務上の災害に遭つてそして死傷した人たるの数が、果たして労働省のおつしや

それから、労働災害の発生率における企業間格差というものが依然としてあると思うんですが、強度率、それから度数率ともに中小企業が非常に高いのではないかと思うのですが、この点に関して

○説明員(安藤茂吉君) そのとおりと思います
○中西珠子君 中小規模の事業場の災害が非常に多発している、労災が多い原因は、いろいろあると思うんですけれども、大企業の下請の工場が多くいることもあります。

中小企業自身安全衛生管理に対する努力をさらに進めしていく必要があるということをございまして、労働省におきましては、中小企業における労働災害防止を一つの大きな柱といたしまして安全安心

ついているまた安全衛生年鑑に出ている数字に入っているのかどうかということを非常に疑問に思っており、この点ちよつとはつきりとした数字をお教えいただきたいと思います。

て少し数字を教えていただけますか。

そういう大企業が、円高不況、それから為替レートの変動にもかかわらずとにかく輸出を量的に下げないために物すごく頑張るというふうなこともあります。とりして、ここ数年非常にふえていると

衛生管理の推進あるいは監督指導に努めているところです。

○説明員(安藤茂吉君) 労災保険の新規受給者の数でございますが、六十年度で見ますと八十四万九千四百三十二名ということです。これは六十一年度では八十万六千二百四名ということです。

以上の規模の事業所におきましては〇・七一から五百人以上千人未満の事業所におきましては一・三四、それから三百人以上五百人未満の規模では一・〇九、それから百人以上三百人未満では三・八四、それから五十人以上百人未満のとこ

業が受注単価を切り下げたり納期を早めたりするということが非常に多く、長時間労働、過密労働で労働者の犠牲において対抗しなくちやいけないというふうなことがある。というのは、

それから、通勤災害を含みますと、六十年度の数字が九十八万一千八百五十五人、それから六十一年度の数字が八十五万九千二百二十名という状況でございます。

ろでは六・三三、それから三十人以上五十人未満では七・二六ということでございます。この数字を見ましても、規模が小さくなるにしたがつて災害の度数率が高くなつてきているということがうかがえるという状況でございます。

資本力がないために、省力化するための新しい機械を導入することが非常に困難である。したがって改善といふことも十分にできない。作業環境の改善もなかなかできない。こういう状況の中で労働者が精神的肉体的に負担を強いられているといふ。

いうのが実情でございます。

そのほかの疾病といたしましては、じん肺症、これが千五百弱、それから熱傷、つまり異常温度

条件下における疾病でございますが、それが約千二百強ございます。そのほかになりますともう數百という段階になりますが、化学物質による疾病等が三百というようなことでございます。

労働者にしてみますればどの災害もいわば大変な災害でございまして、我々はあらゆる面で労働者が災害に遭わないようにということで対策を講じているところでございます。

○中西珠子君 じん肺とじん肺合併症が六十一年には前年比約六・一%増加している。それで、これが職業性疾病の全体の中の約一〇%だということを聞いているのですが、なぜ増加しているんで

でしょうか。

○説明員(草刈隆君) じん肺といいますのは、先生御承知のように、一たん有害な粉じんを吸入いたしますと、徐々に発生してまいります。このじん肺も、粉じん障害防止規則を含めましてじん肺法の改正などで作業環境整備を徹底いたしましたが、昭和五十年代には二千四五百ぐらいでございましたが今千五百台ということでおざいますので、私どもとしては減はしていると考えております。しかしながら、年度によって多少の変動はあるということがございます。

○中西珠子君 有機溶剤の中毒状況はどうでしようか。

○説明員(草刈隆君) 化学物質による疾病というところに有機溶剤による疾病が含まれていて、考えますと、六十一年では三百四十二、こういうふうになつております。ただし、これはがんを除いております。

○中西珠子君 十人から二十人なんという、殊にパートやなんかが働いている東京の下町の小さな工場で、有機溶剤を使って作業をさせていて、そしてベンチレーション、通気のための穴もない、そして防護用のマスクもかけてない、呼吸用の保護用具というのもつけていない、健康診断もやつ

ていない、それからもちろん作業環境測定もやつてないというふうな工場がたくさんあるんです

よ。そういうところで働いている人々は、顔が真っ赤になつて、ふらふらになつて、いつもいつ

も慢性的な中毒症状の人が多いんですよ。

こういうものに対しては、基準監督署は指導をきちっとやつていらっしゃいますか。

○政府委員(松本邦宏君) 今御指摘の有機溶剤業務関係特に化学物質を扱う業務につきましては、我々としても監督指導の重点対象にいたして

おりまして、小さなところではそれなりの設備を講ずるとかいうような点でなかなか難しさはある

うかと思ひますけれども、我々としては精いっぱい監督指導に努めているところでございます。

○中西珠子君 労働基準監督官が足らないといふことはわかっているんですね。

ILOの八十一号条約、労働基準監督に関する条約を日本は批准しているんですね。ですから、労働基準監督といふものは徹底してやらなければいけない。労働者の安全と健康を守るためにやはりもつともっと頻度を多くしてやっていただきたいと思うし、それからまた技術革新がどんどん進む中で、昔勉強した知識とかいうものはもう古くなつてしまつてなかなか現状に合わなくなつてくるという面もあるので、労働基準監督を

第一線でやつていらつしやる方のOJTといふか、アップ・ツー・デートに知識を提供する研修

といふのはやつていらつしやると思いますけれども、もつともっとやつていただきたいと思うのですが、大臣はいかがでございましょうか。

○国務大臣(中村太郎君) 労働基準行政におきま

しては、従来から労働災害の防止、職業性疾病の予防等労働条件の確保を図るため、毎年労働基準監督官等の増員に努めておるところでございま

す。今後とも、仰せのように技術革新等に対応できるよう研修内容の一層の充実に努めてまいる所存であります。

○中西珠子君 行財政改革のときで大変御遠慮なさるかもしれませんけれども、これは御遠慮なさいませんで労働基準監督官はふやしていただきたい

い。

それから、研修もお金のかることではございませんが、技術革新で新しい機械が入つてくるばかりでなく、原材料それから溶媒ですね、みんな新しいものがどんどん入つてくるわけでございますから、やはり勉強をうんとしてもらわなければアツ・ツー・デートにならないし、古い知識では

ちつとも労働災害の防止にもならなければ労働者の安全衛生を確保することにもならないので、これは何分よろしく労働大臣にお願い申し上げておきます。

それで、今度の改正法案の中に、労働災害防止の業務に従事する人とか労働者の健康保持増進を図る人たちというのが決められて、そしてそういう人たちの能力向上教育というものが必要だと

いうことになつてそれに対するいろいろの援助をなさるということですね。

労働大臣は指針をおつくりになる、そのほかいろいろな面があつてもうよく運用されていますが、

いとこなことを考えておるわけでございます。

○中西珠子君 能力向上教育は非常に必要です

し、それに指針をお出しになり、またいろいろ指導、援助をなさるのは結構なんですが、

○中西珠子君 結局、安全管理者とか衛生管理者をつくつたりしても、その委員会や何か

がちゃんと本当に仕事をしなければ、名目上そんなものがあつてもうよく運用されない

いとこな面はないわけではないと思うんですね。

ですから、そういった面での指導というものが、これまでになさつていると想ひますけれども、これからもやつていただきたいと思います

が、いかがですか。

○政府委員(松本邦宏君) 確かに、おつしやるよ

うに、いろいろな管理体制をつくりましたけれども、これが実効ある働きをしてくれなければ意味がございませんので、安全管理者、衛生管理者について技術革新に合つたような能力の向上、こういった点についても実は今回の法律改正で事業主の方にやつていただくようによくいたしております、いろん

ただかなきやなりません。そういうスタッフの養成については私どもではやはり御援助しなければならないだろう、それから実際に中小企業あたりでやるということになりますとそういうスタッフをそろえることもなかなか大変かもしれない、そ

ういう場合にはやはり外部の機関に委託するといふことになるであろう、そのためにはそういう外部の機関の育成、これも我々の仕事ではなかなかうか

と思つております。

それから、実際に企業の中あるいは外部に委託をしてやられる場合でも、中小企業の場合にはやはり経済的な負担もいろいろかかるであろう、そういう経済的な負担の面について若干の援助はいたしたいと、かようなことを考えております。

それから、指針の中では、具体的に行う措置のやり方等についてこういう形でやられるのが理想的でございますよというような形で、具体的なやるべき措置等について内容の行くべき方向を示すと、こんなことを考えておるわけでございます。

○中西珠子君 能力向上教育は非常に必要です

し、それに指針をお出しになり、またいろいろ指導、援助をなさるのは結構なんですが、

○中西珠子君 結局、安全管理者とか衛生管理者をつくつたりしても、その委員会や何か

がちゃんと本当に仕事をしなければ、名目上そんなものがあつてもうよく運用されない

いとこな面はないわけではないと思うんですね。

ですから、そういった面での指導というものが、これまでになさつていると想ひますけれども、これからもやつていただきたいと思います

が、いかがですか。

○政府委員(松本邦宏君) 確かに、おつしやるよ

うに、いろいろな管理体制をつくりましたけれども、これが実効ある働きをしてくれなければ意味がございませんので、安全管理者、衛生管理者について技

術革新に合つたような能力の向上、こういった点についても実は今回の法律改正で事業主の方にやつていただくようによくいたしております、いろん

な機械設備等の改善はかなり進んできておりましてやはり最後に残るのは教育ではなかろうかというような感じもいたしておりますので、そういうた教育面の充実については今後とも事業主の方の指導について万全を期していただきたい、かように考えております。

○中西珠子君 教育面で新しい知識をつき込むばかりでなく、やはり委員会なら委員会、それから体制なら体制をいかに運用して効果を上げるかといふ面も教えていただきたいと思うんですね。それはお願い申し上げますが、いかがでしようか。

○政府委員(松本邦宏君) 委員会の運営につきましては、これは事業場の労使がお入りになつていろいろやつていただくわけございまして、労使の話し合いの中ではひ改善を進めていただきたいと思いますが、我々としてもそういう委員会が活発に回転するようにならなければなりませんけれども、大企業はさておき中小企業、零細企業になりますと、労使のお話し合いや安全衛生の面でうとやつてくださいとか、労働災害防止をやつてくださいよと口で言つただけじゃだめなんですね。ですから、その点をよくやはり教育していただきないとまずいと思いますよ。

いかがでございますか。

○政府委員(松本邦宏君) おっしゃるとおりだと思いますので、いろんな面で事業主の方に対する啓蒙、いろんなトップセミナーなんかもやつておられますので、そういう点で企業経営者に対する啓蒙、いろいろあるんですね。ですから、そういう面はちゃんと労働安全衛生教育をやつてくださいと思います。

○中西珠子君 このなこと危ないと思って、言つたら首になるから言えないなんてそういう心情は労働者側にもあるんですね。ですから、そういう面はちゃんと労働安全衛生教育をやつてくださいと思います。

それから、時間がなくなりましたので、財形の方ですね。

財形の改正案、大変時宜を得て結構だと思うばかりでなく、やはり委員会なら委員会、それから体制なら体制をいかに運用して効果を上げるかといふ面も教えていただきたいと思うんですね。それはお願い申し上げますが、いかがでしようか。

○政府委員(松本邦宏君) 委員会の運営につきましては、これは事業場の労使がお入りになつていろいろやつていただくわけございまして、労使の話し合いの中ではひ改善を進めていただきたいと思いますが、我々としてもそういう委員会が活発に回転するようにならなければなりませんけれども、大企業はさておき中小企業、零細企業になりますと、労使のお話し合いや安全衛生の面でうとやつてくださいとか、労働災害防止をやつてくださいよと口で言つただけじゃだめなんですね。ですから、その点をよくやはり教育していただきないとまずいと思いますよ。

いかがでございますか。

○政府委員(松本邦宏君) おっしゃるとおりだと思いますので、いろんな面で事業主の方に対する啓蒙、いろんなトップセミナーなんかもやつておられますので、そういう点で企業経営者に対する啓蒙、いろんな面で事業主の方に対する啓蒙、いろいろあるんですね。ですから、そういう面はちゃんと労働安全衛生教育をやつてくださいと思います。

それで、この財形制度は非常にいい制度なんですね。そこで、この財形制度は非常にいい制度なんですね。そこで、この財形制度は非常にいい制度なんですね。そこで、この財形制度は非常にいい制度なんですね。

それから私は支持させていただくわけですが、労働大臣がこの財形制度を一層推進していかれる御方でございますが、同僚議員からも御指摘がありましたが、上がつてない、実績が余りないということが多いと言えると思うんですが、これはやはり周知徹底、啓蒙宣伝の不足ではないかと思いますが、大臣いかがでございましょうか。

○説明員(石岡慎太郎君) 御指摘のとおり、財形持ち家融資制度の実績は余り振るつていないという現状でございます。

その原因といたしましては、先生御指摘のとおり、制度のPRが必ずしも十分でなかつたということがござりますが、そのほかにも金利が他の公的金利に比べて高かつたとかあるいは融資をいたしました場合に財形貯蓄を三年以上やらなければならぬというようなことも原因としてあつたのであります。

そこで、昨年、法改正を中心といたしまして大幅に制度改善をいたしました。金利も、現在公庫の基準金利が四・五に対しまして四・五五というところまで下げてきております。また、融資条件である財形の貯蓄期間も、三年ではなくて一年以上であればいいというふうにも改めていただきました。また、PRの予算も六十二年度から充実させた次第でございます。

このように制度も改善されましたので、その内容を大いに中小企業を中心にPRをいたしました。この基準金利が四・五に対しまして四・五五というところまで下げてきております。また、融資条件をいたいと改めましたので、その内閣監督署で安全衛生に直接携わっている職員は労働基準監督官、産業安全専門官、労働衛生専門官、こういう専門官それから労働技官、いわば監督官、専門官、技官という三者の方がそれぞれ事実上連携をとつてお仕事をされている、かように私ども伺いました理解をしておるわけなんであります。

そこで、全国の労働基準監督署は幾つあり、労働基準監督署の人数、各専門官の人数、労働技官の人数、これはどのくらいになつておりますか。

○説明員(松原東樹君) 昭和六十二年度末で労働基準監督署の数が三百四十六でございます。

それから、労働基準監督官の総数が三千二百三十七人でございます。

それから、産業安全専門官の総数が三百八十六人、労働衛生専門官の総数が一百九十九人でございます。

それから、技官の総数につきましては、安全専門官、衛生専門官を含めまして技術系一般職全体

でございますが、専門官のほかに約百十人ほどでございます。

○内藤功君 専門官も技官もない監督署がございますか。あるとすれば、それは幾つぐらいあるのか。

○説明員(松原東樹君) 専門官も技官もない監督署はほとんどございません。ごく例外的に一けつだけ、そういうところにつきましても労働基準監督署がその面の仕事をカバーしております。監督官も、最近は技術系の監督官も採用しております。

○内藤功君 専門官が一人もない監督署はありますか。それは幾つぐらいありますか。

○説明員(松原東樹君) 安全専門官、衛生専門官のクロスした数字は実は持ち合わせがございませんが、安全専門官が配置されていない監督署が八十六、それから衛生専門官が配置されていない監督署が百二十三というふうな状況になつております。

○内藤功君 そうすると、今の数字の中には、産業安全専門官も労働衛生専門官も両方ともいらないところもあるわけですね。

○内藤功君 その数は幾つぐらいあるんですか。

○説明員(松原東樹君) 先ほど申しましたように、安全専門官が配置されていない監督署の方が少なくて八十六でございます。

○内藤功君 これはどういう事情によりますか。

○説明員(松原東樹君) これはどういう事情によりますか。

○内藤功君 これはどういう事情によりますか。

○説明員(松原東樹君) 労働安全衛生法の制定以来、それぞれの監督署に衛生専門官なり安全専門官を配置すべく年々増員等に努めてまいつたところでございますが、厳しい行政事情の中、定員

事情も非常に難しい事情がございまして、他の監督官等の増員も図る必要もあるという全体のバランスの中で少しづつはふえてきておりますけれども、まだこのような状況にとどまつておる、こ

ウニタリズム

○内藤功君 専門官は法九十三条によつて設置が制度上保証されておる制度ですから、我々も監督官、専門官の増員を毎年要求しておりますし、国会でもしばしば決議されておりますし、労働省の方でこれは強力に要求をするということが必要ですね、これは命にかかる問題ですから。非常に多いという印象を私は今受けました。そうして現実に基準監督官、専門官、労働技官という人がこの検査、調査、指導等と一緒に協力してやつていい、これが実態だというふうに理解をしております。

○内藤功君 そのところをもう少し法令上明確にしておく必要はありませんか。

○政府委員(松本邦宏君) 基準法の当時は、御承知のように監督官という制度がございまして、監督官には一定の司法権限を与えるというような形でそれが法律の施行を担保する、こういう形で來たわけでございます。安全衛生法ができました際に、その監督官にあわせて専門官という制度をつくったわけでございますが、その専門官は、今申し上げましたように、技術系の職員の中である一定の経験なり実務なりを積んだ人を取り上げまして、そういう人に法律上一定の権限を付与するということです。

それ以外の立場といふことになりますと、それ

こそ入ったすぐの方からいるわけでございますので、そういった方にその専門官に準ずるような権限を同じように与えるというのはいかがかなとい

それから、今までいいのか。今のお話だけ百十人ぐらいいらっしゃると。我々、現場の方にいろいろお話を聞くと、実際、監督官、専門官と一緒になつて仕事をしておられる。ただ権限がない、地位がはつきりしないというふうに伺つているんですが、これはどういうふうにお考えになつておられるんですか。

○政府委員(松本邦宏君) 技官についての法令上の規定は特段にはございません。

ただ、技官といいますのは、要するに技術系の職員ということでございますから、事務官と対比した意味での技術系職員ということでございまして、特段の規定はございませんが、その技術系職員の中で一定の経験年数とか何かを積んだ者については専門官という形でこれは法令上の規定があるわけでございます。

う感じがいたしておりまして、一定の権限を与え
て、例えば事業場への立ち入り権限なんかも与え
るわけでございますから、それについてはやはり
一定の経験なりを積んだ人、今で言う専門官とい
うような形になつた人に与えるのが適当ではなか
ろうか、かように考へているわけでございます。
○内藤功君 私の方でいろいろお話を聞いた範囲
ではかなりな年数やつており、経験も積んでお
り、専門官、基準監督官に伍してかなり仕事をし
ておられる方もいらっしゃることなんで、そこ
らあたり現場の方の意見、特に職員の組合、団体
などの意見もよく聞いて、やはり何といいます
か、やりがいといいますか、生きがいといいます
かそういうものを失わせないような配慮、これは
当然のことだと思いますが、これははしていただく
ようになりたいんですが、いかがでしょ
うか。

○政府委員（松本邦宏君） 私どもも技官を取り仕
切つていると言うと詰弊がありますが、そういう
立場にございまして、やはりそういった方々が生
きがいを持つてやつていただくということは非常

に重要だと思つております。

に重要だと思つております。

件。昭和六十一年三十三件、昭和六十二年二十四件、
それから、押収件数は、同じく昭和六十一年三十三件、

け専門官に登用するといふ形をとりたいといふことなどでできるだけ専門官の数をふやすよう努めをいたしておりますが、今申し上げましたように、執務要領の中ではある程度そういった事情も考慮いたしまして専門官に準じたような仕事を技官にやつていたくような形で変えておりまして、そういうことで組合の方々ともお話しをしてから何とかそういう方々が熱意を持って仕事をしていくかのように常日ごろやっているところでございます。

○内藤功君 大臣、今のお話ですけれども、現場の第一線でやつている方が全員生きがいを持ち、やりがいを持つてやれるようないろいろな状況の設定について大臣もひとつお力添えいただきたいのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(中村太郎君) 先ほど監督課長の方から申し上げましたように、しょせんは定員増を基本的に図つていかなきゃいけない、こういうことで厳しい状況下ではありますけれども私も監督官の増員と同じようにこの専門官等の増員につきましても骨を折つてみたいというふうに考えております。

○内藤功君 そこで、労働基準監督官のことなくですが、これは特別司法警察員としての権限によりまして直接違反被疑事件を捜査してそれから逮捕検査、検察庁に送る、それから事情により押収、押索、逮捕の権限もあるわけであります。

最近の三年くらいでいいんですけれども、監督官の取り扱つたこれらの件数、送検件数、それがら押収、捜索、逮捕等の件数、これをお示しいただきたいと思いますが。

それから、捜索件数が昭和六十年三十一件、昭和六十年三十五件、昭和六十二年二十四件。
それから最後に、逮捕の件数は昭和六十年三件、六十一年同じく三件、昭和六十二年はゼロでございます。

○内藤功君 私は、戦前の内務省時代に工場法等の違反でかなり違反事件を送検し、戦前はあるあいう時代だったせいもありましょうが、検挙するという件数もかなりな件数に上っているというふうに、これは法務関係でつくつていてる司法研究の報告書で読んだことがありますよ。

戦前のこの時代の件数はどのくらいあつたか、労働省の資料で何かございますか。

○説明員(松原東樹君) 当時の工場監督年報、それによりますと、処罰件数として上がっておりますが、昭和十四年におきます処罰件数が五百十八件というふうになつております。

○内藤功君 当時でもかなりなことをいろいろやつているわけですね。

法務省に伺いたいんですが、労働安全衛生法違反事件についての、これも最近三年ぐらいで結構ですが、起訴件数、それから第一審におきます有罪判決の数というものをお示しいただきたいと申します。

○説明員(木藤繁夫君) お答えいたします。

全国、検察庁におきます昭和六十年以降の過往三年間の労働安全衛生法違反事件の起訴件数でございますが、昭和六十年が千六十六件、同六年が千百六件、同六年が千六十件、合計三五年が二百三十二件となつております。

これらの起訴の内訳でございますけれども、八請求の事件が二年間で合計十六件でございまして、その余はすべて略式命令請求事件でございます。

これらの起訴に対します有罪人員の数でございま

調査産業合計で七・二六ですね。建設業四・三六、製造業が八・五二、こういう数字ですね。こういふ数字になっています。これいいですね。

それで、このように五十人未満、四十九人から下といふのはほかと比べて非常にはつきりしているんですね。

資料がないというのもおかしな話で、ちゃんと持つているんだ、僕は。四十九人から三十人、きちんともう一遍資料を整備してちゃんと答えるようにしておいてください。きのう、これは通告しているんだから、五十人未満を聞くよといふことを通告しているんだから。それで十九人の資料なんていふんじゃダメだよ、これは厳しく警告しておきます。

それで、推進者ですけれども、この推進者は下請なんかの場合に非常にこれから意味を持つてくると思うんですが、元請の事業者に対しても下請の方の推進者が意見を述べるのは当然できますわな、意見を述べられなきや下請の推進者なんていうのは意味が全くないですから。これはどうです。

○説明員(安藤茂君) もともと、今考えておりま

す安全衛生推進者と申しますのは、その事業場において安全衛生業務の遂行に中心的な役割を果たして、その結果によって事業主に対してもいろいろ意見を言う、そういう役割を想定しておるわけですが、建設業でありますとか造船業のようにあいう下請関係の場合には協議組織の設置でありますとか運営を行なう、元請とその下請との関係で協議組織を設ける、こういうような格好になつておるところでございます。

そういう中で、下請の安全衛生推進者が協議組織の場において安全衛生問題、労働災害を防止するためには必要な意見を述べるといふことは当然できるといふふうに考えております。

○内藤功君 そういう形であれ、推進者等がいろいろと改善意見を言う、もう職務上当然のことです。その場合に、その発言が非常に活発であるある

いは発言をして耳が痛かった、痛いこと言われたということでの人がにらまれて不利益な取り扱いをされたんじゃ、これはみんな言わなくなつちやいます。

これについては、そういうことをしないという条文はここにないようなんですか。これはどういうふうに御指導しますか。

○政府委員(松本邦宏君) 安全衛生推進者は、事業者にかわりましてというか事業主の行うべき安全衛生業務を当然いわば代行するような形のものでござりますから、その職務を適正に推進できるよう事業主は当然その措置をしなければならないわけございまして、それを何かを言つたがために不利益な取り扱いをするなんというのは、いわばもつてのほかといふか、当然そういうようなことは予定していないわけでございまして、改めて法律の規定を設けるまでもなく事業主はその人が適正な職務ができるような形での配慮をすべきである、こういうように考えておるわけでございます。

○内藤功君 法律というのは万一ということがあるので、万一そういうことが起きたらどういうふうにしますか。

○政府委員(松本邦宏君) 事業者の方に対しまして今回の法案の趣旨等について十分周知をいたしたいと思いますが、万一そういうようなことがないように、十分事業主に対する教育に努めたいといふふうに考えております。

○内藤功君 これは欠陥なんです。

そういう万一千のようなことが起きた場合に、事

業主にそのような不利益な取り扱いをしないようには正を求める、こういう指導をする、こういう

ことですね。

○政府委員(松本邦宏君) ケースによりまして、何が本当に不利益な取り扱いかというのはなかなか認めが難しいかと思いますけれども、いろんな法関係の違反があれば当然そいつたものとしてまた処置をしなきゃならないだろうといふふうに思います。

○内藤功君 中基審の建議の中に「産業医の職務内容を明確にすること」と、こういうのがうたわれております。これは法令改正の事項の中につ

○内藤功君 次に、産業医の問題ですが、法案十八条二項三号、十九条二項三号で衛生委員会あるいは安全衛生委員会に「産業医のうちから事業者が指名した者」を加える、こういう改正であります。

産業医については医師会の自主的な講習が行われているというふうに私は承つておるわけですが、今の要件はまだお医者様の免許があればよろしくということでほかに特に要件がないようく承認をしておりますが、これでよいのかどうかといふ問題ですね。法制的に資格要件を明確にすると、いうことがぜひ必要じゃないか、例えば日本産業衛生学会などございますが、こういう学会等の講習、研修の課程を終了した方であることを要するというような明文化の必要があるんじゃないかな。

何らかここにひとつ、労働者の命、健康に重要な関係を持つ方でありますから、そういう資格を明確にしておくといふことが非常に大事じゃない

か、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(野見山眞之君) 労働安全衛生法におきましては産業医の資格要件を特に定めてはおりませんが、その職務を適正に実行できるようにならかにひとつの手だては必要かといふうに考えております。

そのため、産業医の職務内容の一層の具體化を図ることとともに、その職務内容にふさわしい職務が執行できるよう研修をさらに進めいくといふことにいたしております。これら

の研修を終了した産業医を優先的に選任するよう

に事業者に対して指導していくかと考えております。

そのため、産業医の職務内容の一層の具具体化を図ることとともに、その職務内容にふさわしい職務が執行できるよう研修をさらに進めいくといふことにいたしておきました。これら

の研修を終了した産業医を優先的に選任するよう

に事業者に対して指導していくかと考えております。

これによりまして産業医の確保と資質の向上を図るといふことが達成できると考えておりますので、法的に産業医の資格要件を設定する必要はないものといふうに考えていいる次第でござります。

○内藤功君 例え入院の設備のある病院・診療所、こういったものはどうですか。

○政府委員(野見山眞之君) その他の措置といった施設設備の整備あるいは健康教育あるいは健康相談等に必要な人材の確保等を考えているところでございます。

○内藤功君 例え入院の設備のある病院・診療所、こういったものはどうですか。

○政府委員(松本邦宏君) 先生の御質問は、入院施設のあるような病院・診療所のようなものを設けるべきことまで含むかという趣旨かと思いませんが、そこまでは我々としては考えておりません。

○内藤功君 それに対応して六十九条の二項です

たわれております。今度の法案はこれには沿っていない、こういう点で非常に私は不十分だと思いませんね。

それから、いかがですか。労働団体の推薦する産業医あるいは労働者側の推薦による産業医といふ人を入れていくといふうなことはお考えにならないませんか。

産業医あるいは労働者側の推薦による産業医といふ人を入れていくといふうなことはお考えにならないませんか。

それから、いかがですか。労働団体の推薦する産業医あるいは労働者側の推薦による産業医といふ人を入れていくといふうなことはお考えにならないませんか。

それから、いかがですか。労働団体の推薦する産業医あるいは労働者側の推薦による産業医といふ人を入れていくといふうなことはお考えにならないませんか。

ですか、新たな義務を付加したものというふうにこれはとどめ、それとも義務ではない、義務ではないとすれば一体何の規定なのか、この六十九条二項の「努めるものとする。」というこの意味ですね。これはどういうふうに理解したらしいですか。

○政府委員(野見山眞之君) 今回の法律改正のねらいは労働者の健康の保持増進ということで、單に健康障害の防止ではないわけでございます。

そのために、事業者に対しましては健康教育あるいは健康相談の措置を講じていただきとというこ

とにしているわけでございますが、これは例えば事業主が行わなければならぬ作業環境ですとかそういった管理対策といったように、事業主がその措置をとれば完結し目的が達成できるというものではなくて、やはり労働者がこれらの事業主側の措置を利用することなどによって初めて健康の保持増進という本来の所期の目的が達成できるわけございまして、こういった健康の保持増進対策、労働者自身の問題という特性にかんがみまして、今回の法律改正におきましては労働者がこれらの措置を利用して健康の保持増進に努めることが望ましいということを明記したわけではございませんが、健康の保持増進対策が事業主の措置と相まって労働者の努力を規定したということでござります。

○内藤功君

六十九条の二項について、これを見

ですね。

例えば、これは杞憂だとおっしゃるならそれで

ございます。

○内藤功君

六十九条の二項について、これを見

ですね。

いよいよではございません。いわば理念的な規定で

ございます。

○内藤功君

六十九条の二項について、これを見

ですね。

六十九条の二項について、これを見

体的肉体的な疾病と同時に精神的神経的ないろいろな疲労、疾病を醸し出している。これは今社会問題になつてきております。この対策が今後の労働省の最大の問題の一つだらうと私は思ふんですね。もちろん、いわゆるVDT指針というものを出しになつていることは私も知つておりますが、これはもう当然のことであります。

これも私は繰り返して言うんです、こういう指針を通達という形で出すだけじゃなくて、労働安全衛生法という本文の中に位置づける。というのは、一般に周知徹底でありますから。六法全書に載るわけですから、みんながこれを見るわけですね。通達というのは、一般的労働者や市民、もちろん使用者の方もなかなか見る機会がないんですよ。ですから、私はいろんな機会に法文に載せるということを言つるのはそれなりの労使関係における啓蒙的な意味も強いということを申し上げておきたいと思うんです。

いかがでしよう、せっかくお出しになつているこういうVDT通達等を次の改正の機会に労働衛生法の本文上にはつきり規定をしておくといふことは、労使関係の上で非常に意味のある、強い影響力のあることだと私は思いますね。お金がかかるないんですから。予算は要らないんですけどね。法文に載せる、これは真剣に考えていただきたいですね。法文に載せる、これは真剣に考えてみたいとこをお願いをしたい。いかがでございましょうか。

○政府委員(松本邦宏君) 技術革新の進展に伴いますいろいろな労働形態の変化、それに対して安全衛生上の配慮をどうしていくかという問題は、我々も非常に考えているところでございます。

ただ、今先生御指摘のようないくつかVDT作業といふような形でできちつとしまえられるものについて、我々既に手を打つておるわけでございますが、一般に単純労働というようなことになりますとどうな問題もございまして難しい問題はあるうかと申

るわけでございますが、これを法文に取り入れるかどうかということになりますと、法文は、御承知のように、それに違反すれば罰則がかかるということに安全衛生法の場合はなるわけでございまして、従来、法文に取り上げますについてはやはり因果関係といいますか、例えば連続作業時間あるいは休止時間のような問題について言えば、その作業と労働者に対する健康影響、そういったものがきちっと因果関係が解明されている、こういうことであれば間違いなくこういうのが出るんですけど、そういう分野が確立したものについては法文上で強制をしていくというような形をしておりますが、今のところはまだそういった医学的な説明がきちっとなされたところでは必ずしもないであろうというふうな理解をいたしております。それで、そういうことで現在のところは通達で対応しているわけでございます。

もとよりいろんな見聞の集積には努めているところでございますし、たとえ通達という形でございましても、中央労働災害防止協会とかあるいは地方の基準協会とかいろんな事業主団体あるいはそれが発行いたしますいろんな諸雑誌あるいは役所自身でもいろんなものを発行いたしておりますが、そういう点を通じて周知徹底には努めておりますので、周知という点については遺漏はないであろうというふうに思つております。

トでとりまいたら何と百五十時間以上の方が三・五%、百時間以上が一三・三%、八十時間以上が一三・五%、これは月間でございますよ、六十時間以上が一五・三%、四十時間以上が二九・四%、月四十時間以上の残業者が四人に三人いるという結果になつております。

労働者八百人おります某大手ソフト会社ですが、昨年七、八月に月五十時間以上の残業をした労働者は二カ月とも二〇%を超えた。多い人は二百五十七時間の残業、休日出勤を入れても一日八時間以上の残業、だから一日十六時間働いた勘定になります。職場の長いです短時間の仮眠をとつて、三日連続徹夜同然の作業で、頭ももうろことしている状態だったという具体的な証言もあります。

これははどうしてなのか。競争の激しい電算業界では、ソフトウエアの内容変更が発注メークから次々に来る、納期の延期というのがなくて残業に次ぐ残業でこなすしかない、こういう状況のようであります。公正取引委員会が昨年の六月に、内容変更については納期や費用負担で双方よく協議するようという希望を発注側の情報サービス業協会などに出したんだりますが、その後も相変わらず不公正取引が横行している。そこで、こういう事態でありますので、当該の労働組合、電算労組協議会、いわゆる電算労が本年四月四日に公正取引委員会に、一層強い希望を業界に出して

○政府委員(野見山眞之君) 今御指摘の情報サービス業分野が長時間の労働分野であるということは私ども十分把握しておりますて、実は、昨年の秋に比較的残業時間が多い長時間労働の分野等を二業種ほど選びまして、その中の一つとしてこの情報サービス業を選びまして、事業主の方々を中心にして研究会を設けておりまして、長時間労働を是正していくための方策、そのための問題点等について検討を進めてきているところでございます。

近くこれらの報告書をまとめた上で、業界ぐるみでこの恒常的な労働時間、残業時間を是正することによりまして就業状態の改善を図つてしまいたいと考えておるところでござります。

○内藤功君 公取の方も要望を出しておりますから、公取に負けないよう、労働省の方では、このような残業に次ぐ残業、納期が延期されないという実態ですから、研究会というのもちょっと生きぬい感じがするが、ひとつ強い要望をやつぱり出していただくようにお願いをしておきたいと思いますね。

そこで、最後になりますが、いわゆる労働基準法、労働安全衛生法の仕組みは、先ほどの御質問申し上げた監督官、専門官あるいは技官、という方々の第一線における御苦勞で調査をし、指導をし、さらに悪質なものについては告発し裁判にかけるということが、労働基準法以来のこれが

全書、法令集を通して広くあまねく国民に知らせられる最大の周知方法だという考え方をかねてよりりつっているのですから、重ねて強調しておきたいと思うんですね。

それで、具体的な例ですが、長時間の過労労働の実態の一つとして、今、電算機の関係の労働者の方の問題は非常に深刻だと思うんですね。電算機労働という労働組合が御存じだと思いますがありまます。ここがコンピュータープログラマー一千五百四十人のアンケートをとりまして、最近こういう資料もできてるわけですが、コンピューターソフト労働者の過去一年間の月間最高残業をアンケー

もらいたい、それでも是正されない場合は同業販賣の勧告をして業界の浄化、健全化を図つてもらいたい、こういう通産省サイドのことをやつているわけです。ただ、これは、同時に、何といいましても労働省の重要なお仕事の一つであると私は用うんですね。

いかがでしょう、これは一部一般新聞にも報道をされておりますので、労働省も恐らく情報としては把握しておられると思いますけれども、こういう業界の事態等についてどう把握しておられるか、十分把握しておられなければ何とぞ実態を調査して必要な対処をされるようお願いしたいく

が一つの主流的な考え方なんですが、同時に、私は最近思いますのは、刑罰機能がさつきのように十分機能していない。東京地検は一生懸命やるといつて、それは結構なんですけれども、実際公安部の中でしかるべき位置づけを与えられていないと思う。

もつとこれを強くすると同時に、私は提案をしたいのは、労働安全衛生法、労働基準法等の違反事業者に対しましては、単に罰則の適用あるいは指導というものにとどまることなく、これはアメリカ合衆国の公契約法の考え方ですがそうだということに私は理解しておりますが、国や公團や地方

1

卷之三

公共団体で、そういう法違反事業者で悪質なものについては物品を貰わない、購入しない、工事等を発注することもやめるというような姿勢をとれるそういう仕組みをひとつ設けておくことがどうしても必要じゃないかと私はかねがね思つておるわけです。この点についての労働省当局のお考えを承りたい。

それで、質問の最後の時間になりまして、時間がもうあと二分ぐらいになつておりますから、質問をあわせて大臣に、きょうのこの問答を聞いておられて、労働安全衛生に関する労働省の、労働大臣としてのお考え、また私が質問の中である開陳しました私独自の意見もありますけれども、それも含めての御所感、今後の労働安全衛生にかける大臣の並み並みならぬ決意のほどをひとつ最後にお聞かせいただきたい。

○政府委員(松本邦宏君) 労働災害を起こしました事業場につきましては、例えば建設業については、現在、国等でも発注を差しとめるといいますかそういつた措置は実際行つているわけでござりますが、ただそれ以外のものについては現在は行われていらないというのが事実でございます。我々の立場からいたしますれば、やはりそういう災害を起こさないようにするということが大切でございますので、そういう点についてなお一層の努力を重ねたいというふうに思うわけでございます。

○国務大臣(中村太郎君) 労働者の安全と健康の確保ということは労働行政の最重要課題であると承知をいたしております。

今般の労働安全衛生法の一部改正法案も労働者の健康の保持増進、中小企業における安全衛生水準の向上を目指すものでありまして、その実効ある運用に十分留意してまいりたいと考えております。

また、今後とも社会経済情勢の変化に対応した的確なものとなりますよう努めてまいる所存であります。

○藤井恒男君 労働安全衛生法改正案について御質問申し上げますが、きょうは各委員からかなり細かい点まで熱心に御質問がありましたし、労働省の方でも一生懸命答弁なさつておられました。したがつて、重複する面は一切避けて五つ、六つ確認するよな形でお伺いいたしたいと思います。大臣は答弁の必要ございませんから、気を抜いて座つておつていただきたいと思います。

業環境の下において業務に従事することとなる労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三 対象事業主に対して、当該事業主が冬期に専ら悪天候その他これに類する事由によりやむを得ず業務に従事させることができなかつた労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

四 対象事業主に対して、冬期に特定業種に属する事業を行うため必要となる費用(前二号に掲げるものを除く。)に充てるための助成金を支給すること。

五 特定業種に属する事業を行う事業主に特定地域内に所在する事業所において季節的に雇用されていた労働者(第七号において「対象労働者」という。)に対して、通年雇用を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、二十日以上の期間にわたつて実施されるものを行うこと。

六 前号の講習を受けた労働者であつて、当該講習を受けた日数が二十日以上であるものに對して、給付金を支給すること。

七 対象労働者の通年雇用の促進及びその生活の安定に関する業務を行うこと。

(通年雇用促進業務の委託)

第四条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、地方公共団体又は特定地域内に所在する事業所において特定業種に属する事業を行う事業主若しくは当該事業主の団体に対して、前条第五号から第七号までに掲げる義務の一部を委託することができる。

(交付金)

第五条 国は、事業団に対して、第三条に規定する業務(以下「通年雇用促進業務」という。)に要する費用に相当する金額を交付する。

(雇用促進事業団法の規定の準用等)
第六条 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、通年雇用促進業務に

ついて準用する。

2 履用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、通年雇用促進業務については、適用しない。

3 第四条の規定又は第一項において準用する雇用促進事業団法第二十条第一項の規定は同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、通年雇用促進業務は同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務とみなす。

4 労働大臣は、第三条第一号から第四号までに掲げる業務に關し、第一項において準用する雇用促進事業団法第二十条第一項又は同法第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、政令で定める主務大臣に協議しなければならない。

(公共事業についての配慮)

第七条 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人は、公共事業を計画実施するに當たつては、特定地域内の特定業種に属する事業分野における通年雇用の促進について配慮するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働省設置法昭和二十四年法律第百六十二号の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「及び地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)」を「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)及び積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律(昭和六十三年法律第 号)」に改める。

この法律の施行に必要な経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約三百三十億円の見込みである。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に

する特別措置法の一部を改正する法律案(予

備審査のための付託は二月十五日)

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)